

むつ市議会第208回定例会会議録 第3号

議事日程 第3号

平成23年6月17日（金曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【議案上程、提案理由説明】

第1 議案第21号 平成23年度むつ市一般会計補正予算

【一般質問】

第2 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）27番 斉藤孝昭 議員

（2）16番 大瀧次男 議員

（3）23番 浅利竹二郎 議員

（4）12番 岡崎健吾 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（26人）

1番	鎌田	ちよ子	2番	上路	徳昭
3番	新谷	泰造	4番	工藤	孝夫
5番	横垣	成年	6番	澤藤	一雄
7番	石田	勝弘	8番	新谷	功
9番	目時	睦男	10番	野呂	泰喜
12番	岡崎	健吾	13番	山本	留義
14番	千賀	武由	15番	白井	二郎
16番	大瀧	次男	17番	富岡	修義
18番	佐々木	隆徳	20番	川端	一義
21番	高田	正俊	22番	山崎	隆一
23番	浅利	竹二郎	24番	村川	壽司
25番	中村	正志	26番	菊池	広志
27番	斉藤	孝昭	28番	富岡	幸夫

欠席議員（2人）

11番	馬場	重利	19番	半田	義秋
-----	----	----	-----	----	----

説明のため出席した者

市長	宮下	順一郎	副市長	野戸谷	秀樹
教育長	遠島	進	公営企業 管理業者	遠藤	雪夫
代査委員	小川	照久	選挙管理 委員会	畑中	政勝
農委員 会長	立花	順一	総務部 政策長	伊藤	道郎
財務部長	下山	益雄	民生部長	奥川	清次郎
保健福祉 部長	松尾	秀一	経済部長	中嶋	達朗
建設部長	山本	伸一	川内庁舎 長	布施	恒夫
大畑庁舎 長	若松	通	協野所 舎所長	高坂	浩二
会管総政 理策出納 室長	大橋	誠	選挙管理 委員会 事務局	成田	晴光

監事	委員	局長	石田武男	農業局長	手間本富士雄
查務	局長	部長	齋藤秀人	員局 企業長道長	齊藤鐘司
總政防調	策整	務部災監	岩崎金藏	總政政推	花山俊春
財政推	務進	部策監	石野了	保福政推	田村好子
保福保推	社福進	健部社監	甲田久美子	經政推	笠井哲哉
建設推	設進	部策監	鏡谷晃	教委事副學課	加藤次男
公企副總	業理課	営局事長	川森浩史	總政總務課	柳谷孝志
總政總總	策務主	務部課幹	野藤賀範	總政企課	高橋聖
總政防課	策政	務部策長	工藤初男	財政課	氏家剛
財管	務課	部長	木村善弘	市民課	山本宏子
保福介課	社福護	健部社長	井田敦子	經農課	二本柳茂
經農水總	濟產主	部林課幹	二本柳茂	經商課	金澤寿々子
建土	設木課	部長	杉山重行	建土總	眞野修司
建土總	設木主	部課幹	佐藤節雄	教委事總務課	松宮康則

務部災課幹
策 策
員 務
育 主
導 主
務部災課幹
策 策
員 務
育 主
導 主

須 藤 勝 広
山 本 明 美

育会局校課事
員 務
育 主
導 主
務部課任
策 務
務部課任
策 務

飯 田 一 彦
栗 橋 恒 平

事務局職員出席者

事務局長
總括主任
主任

須 藤 徹 哉
濱 田 賢 一
村 口 一 也

次 長
主任 主 査

澤 谷 松 夫
石 田 隆 司

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（富岡幸夫） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は26人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（富岡幸夫） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

本日市長から、今定例会に議案1件を追加提案したい旨の申し入れがあり、先ほど開催した議会運営委員会で、本日この後上程することが決定されておりますので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（富岡幸夫） 本日の会議は議事日程第3号により議事を進めます。

◎日程第1 議案上程、提案理由説明

○議長（富岡幸夫） 日程第1 議案第21号 平成23年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） おはようございます。ただいま追加上程されました議案第21号 平成23年度むつ市一般会計補正予算について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

今回提案いたします補正予算は、2,140万円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入

歳出予算総額は349億532万7,000円となります。

この補正予算は、財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ活動の助成事業について、東日本大震災の影響により事業採択の決定ができておりましたが、今月に入り市内8団体の事業が採択されたことに伴い、予算措置するものでありまして、歳出には総務費に町内会等に対する地域のコミュニティ活動の充実を図るための助成金を、歳入には諸収入に助成見込額を計上しております。

以上をもちまして、追加上程されました議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富岡幸夫） これで、提案理由の説明を終わります。

ただいま上程いたしました議案第21号については、最終日の6月24日に質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

◎日程第2 一般質問

○議長（富岡幸夫） 次は、日程第2 一般質問を行います。

質問の順序は、抽せんにより斉藤孝昭議員、大瀧次男議員、浅利竹二郎議員、岡崎健吾議員、鎌田ちよ子議員、工藤孝夫議員、野呂泰喜議員、半田義秋議員、佐々木隆徳議員、中村正志議員、横垣成年議員、澤藤一雄議員、新谷泰造議員、上路徳昭議員、日時睦男議員、新谷功議員の順となっております。

本日は、斉藤孝昭議員、大瀧次男議員、浅利竹二郎議員、岡崎健吾議員の一般質問を行います。

◎齊藤孝昭議員

○議長（富岡幸夫） まず、齊藤孝昭議員の登壇を求めます。27番齊藤孝昭議員。

（27番 齊藤孝昭議員登壇）

○27番（齊藤孝昭） おはようございます。むつ市議会第208回定例会に当たり一般質問を行います。

初めに、3月11日に発生した東日本大震災で被災された皆様にお見舞いを申し上げますとともに、犠牲となられた方々に心より哀悼の意を表します。

東日本大震災では、地震や津波の規模が巨大であり、それに伴う被害が甚大でありました。私は、3月19日、20日と被災した友人を訪ねて宮古市から大槌町へ行ってきましたが、ほとんどの建物は倒壊し、各地でサイレンが鳴り響き、自衛隊や警察、そして消防の皆さんは休む間もなく活動しておりました。

震災から3カ月が過ぎ、徐々に復旧、復興に向けた対応策が実施されているようですが、該当する地方自治体への国の支援が鈍いと不評である一方で、NPOやボランティア団体がフル活動している状況を見ると、政治に携わる者として歯がゆい思いで仕方がありません。行政の役割は、このようなときこそ力を発揮し、頼りにされ、住民の目線に立った取り組みが必要と改めて実感しています。

さて、今回の質問は震災を踏まえ、地域防災計画の見直しについて、節電についての2点をお伺いいたします。

まず、地域防災計画の見直しについてであります。これまでも国内で大災害が発生するたび、国や県、そして地方自治体により防災計画の見直しがされてきました。改めて計画とマニュアルに関して東日本大震災を踏まえた見直しの必要性についてお伺いいたします。

今回の東日本大震災の被災地では、緊急時に住民の安全を確保するという行政の機能が失われ、帰宅困難という事態も大規模に生じました。地震の揺れ以外に大規模停電、大津波が追い打ちとなり、多数の犠牲者や行方不明者が出てしまいました。さらに、地震発生時刻が平日の午後ということで、学校などの授業時間帯での保護者の引き取りなど対応策の検証と検討が必要と考えます。高校など遠隔地から通学している生徒がいる場合、帰宅できない事態に備えて、学校にも毛布、水、食料の備蓄についても検証し、必要なものを追加していくことも検討の対象になるものと考えます。

次に、市職員の体制確保についてであります。非常時は縦割りから横割りに切りかえることが必要不可欠と考えます。3月11日は平常時で、職員も勤務していたため、素早い行政対応ができたと思いますが、4月7日の大停電は夜中で、職員体制の確保に苦労したはずです。夜間、休日に災害が発生した場合など、万全でないケースも含め職員体制は確保されているのか、あるいは確保されない場合の対応策はどうなるのか、行政で担えない場合、住民や行政での支え合いをどう確保するのか、さらに自治体の枠を超えた協力体制はとれるのか、大規模災害は近隣の自治体も同時に被災することから、相互応援が実際に可能なのかなど、市では県の防災計画の見直しの動きを把握し検討すると思いますが、地域防災計画の見直しは地域の関係機関との連携と調整が必要となってくることであり、今回の震災を機に別途被害想定、計画の策定、そして訓練の実施を行うことも考えられます。

以上のことから、緊急時に住民の安全を確保する行政機能について市長のご所見をお伺いいたします。

次は、災害時要援護者やその家族に対応したき

め細かな対策の必要性についてお伺いいたします。消防庁は、平成21年度に内閣府と共同で災害時要援護者の避難対策に関する検討会を開催し、災害時要援護者の避難対策及び避難支援のあり方について公表しています。これを参考に、避難する際や避難してからの留意事項はどうか、自治体によっては要援護者名簿の策定を含め対策を構築しているところもあるようですが、本市はどのようなになっているのでしょうか。

今回のように、行政が対応し切れない場合、地域でも混乱が生じた場合の対策はどうか、日ごろから家族での災害発生時の対応、非常時の持ち出しの準備といった身近なところでの対応策の啓発も考慮すべきと考えます。

情報発信については、行政として責任ある情報の伝達が求められます。特に要援護者は避難のための準備に時間がかかります。そのため、一般住民へ避難指示を出す前に避難準備の情報伝達が必要となります。情報化時代ですが、だれでもITを駆使しているわけではなく、情報伝達のあり方についても検証が必要と思いますが、市長のご所見をお伺いいたします。

未曾有の大災害とともに東京電力福島第一原子力発電所の事故が起きてしまいました。これを見ると、改めて原子力災害の甚大さを痛感し、安全対策、安全運転の重要性を再認識しています。

さて、この事故を踏まえ、九州電力玄海原子力発電所周辺30キロ圏内の7市が原発の事故に備え連携して避難計画の策定などに取り組むことを決めたと聞きました。当然当地でも原子力災害時の住民に対する避難計画が必要と考えます。

国が定める防災対策の重点地域、いわゆるEPZは原発から半径10キロ圏とされ、仮に事故になった場合、このEPZの範囲に国道279号、国道338号、さらに建設予定の下北半島縦貫道路も通行不能となることが想定されます。東通原子力発

電所は、安全に管理されていることは事実であり、地震や津波、電源対策も公表し、住民の皆様に安心していただくよう広報活動に努めていると聞いていますが、一方で原子力災害を含む想定以上の災害や事故が発生した場合、行政はどのように対処するのでしょうか。

前に述べた防災計画の見直しとともに、下北半島が孤立するような大災害が発生した場合、陸路での避難ができない状況をも想定し、海上自衛隊大湊地方隊や関係機関と連携し、海路を使った避難計画を策定することを提案いたします。

さらに、大平岸壁、脇野沢港、大畑フェリー埠頭、関根浜港など市内にある港湾の整備と維持、そして活用方法についても検討すべきと考えます。

以上のことから、原発の事故に備え、避難計画を早急に策定し、住民に示すべきと思いますが、市長のご所見をお伺いいたします。

さきの6月6日、六ヶ所村を含む下北半島7市町村で下北半島全体の原発防災や安全対策を検討する連絡会を設置したと聞きました。その中で市長は、原子力政策は安全対策を第一義とし、国の責任のもとで着実に推進していくことを求めています。数十年前から国のエネルギー政策に積極的に協力してきた当地域でありながら、避難にかかわる道路や港湾の整備がおくれており、特に公共交通網の整備は他の地域がどんどん整備されていく一方で、青森県内でもこの地域だけがおくれてるように感じるのは私だけでしょうか。

さらに、東北新幹線が新青森駅まで開業したことにより、鉄道を使つての移動はますます不便になりました。これまで国や県に対し、何十回要望したでしょう。要望が実現するまで何十年待って、何十回お願いすればいいのでしょうか。国のエネルギー政策にここまで協力している地域なのに、国の責任のもとで何も進まないことが、万が一

故があった場合どのような行動をすればよいのかわからず不安を感じている方々がいらっしやと思います。このような状況で、市長が音頭をとり、下北地域の自治体が連携した原子力防災にかかわる連絡会を設置したことは一定の評価をします。

ところで、この連絡会は原発の防災や安全、そして避難対策を国へ要求していくと新聞に掲載されました。これまで下北総合開発期成同盟会が要望してきた活動内容と重複する点について、整合性をどう図ろうとしているのでしょうか。要望と要求のレベルの違いは何なのか、原子力発電所にかかる関係市町村連絡会議が国へ要求するということがどのようなことを意味し、連絡会設立の趣旨を含め、市長のご所見をお伺いいたします。

質問の最後は、節電についてであります。東日本大震災により東北地方の太平洋側にある火力発電所等を中心に甚大な設備被害が発生したことに加え、原子力発電所が安全確保のため停止を継続しており、復旧には長時間を要すると報道されています。政府は、電力の供給バランスは今後夏に向けて再び悪化する見込みであり、国民生活や産業活動が疲弊することが懸念されるとして、電気事業法第27条に基づく使用制限を発動することに至りました。むつ市も震災以降、庁内の節電を実施したり、防災無線での市民への呼びかけなど節電に積極的に取り組んでいるのはご承知のことと思います。それでもまだ東北地方の今夏の電力量は需要に対する供給力が確保されていないと予想し、さらなる節電の協力を呼びかけています。全国の各自治体は、節電の必要性を行政から発信するとともに、自ら節電目標を決めるなど、さまざまな取り組みを考え、実行に移していますが、節電の必要性と今後の取り組みについて市長のご所見をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 災害は、いつ、どこで起こるかわからないことから、ふだんからの備え、心構えが非常に大事であることをこのたびの東日本大震災で再認識させられました。市といたしましては、災害に対する課題があったと認識しているところであり、災害対策上必要な物資や設備等について予算の専決及び補正により対応しているところでございます。

また、災害への対応としては、市民の皆様のご協力が必要不可欠であり、各家庭におきましても、食料、水、懐中電灯、ラジオなどの非常時持ち出し品につきまして、最低限の備えとして準備をお願いしたいと思っております。

それでは、斉藤議員の地域防災計画の見直しについてのご質問にお答えいたします。

まず第1点目、緊急時に住民の安全を確保する行政の機能についてのうち、今回の東日本大震災を踏まえた地域防災計画の見直しの必要性についてであります。市の地域防災計画は議員ご承知のとおり、災害対策基本法に基づき防災対策に関し必要な体制を確立するとともに、関係機関の総合的かつ計画的な対策の整備推進を図り、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を軽減して郷土の保全と住民福祉の確保を期することを目的として昭和40年に策定され、以降数回の修正を行い、現在の計画は市の防災会議の審議を経て、平成19年度に修正されたものであります。

この防災計画は、風水害等編、地震編及び原子力編で構成されており、原子力編については平成16年に策定されたものであります。今回の大震災の検証を踏まえ、特に地震編と原子力編に関しては、国や県の動向を見きわめながら、大幅な見直しが必要となってくるものと認識しております。

当市においては、漁業関係を中心に被害が発生

したものの人的な被害はありませんでしたが、長い間経験していなかった長時間の停電や通信手段の途絶といった事態は市民生活への影響が大きかったばかりでなく、これまでの防災体制を見直す必要に迫られた災害であったと思っております。

今後食料、飲料水、日用品を初め発電機や防災資機材等の備蓄を順次進めてまいります。避難場所の見直しや各庁舎への通信手段の多様化等、今回の災害から得られた知見を盛り込んだ計画として県の計画とも整合性を図りながら見直しをしてまいりたいと考えております。

次に、市職員の体制確保についてであります。非常時の職員体制については、市の防災計画で大まかなことは定めているものの、各部署の災害対応マニュアルは不十分なものが多く、現在見直しを行っているところでありますが、議員ご指摘のとおり、夜間や休日の職員体制には正直に申し上げて不安があります。

また、今回の大震災のような場合、職員そのものが被災することも予想され、マニュアルどおりに行かないことが想定されます。

現在各部署において作成しているマニュアルは、災害発生時の事務分掌に基づいて個々の職員の事務分担を明確にすることとしておりますが、職員が不足する場合の対応策として、各部署間の横の連携体制についても明確にし、初動態勢の確立に努めてまいりたいと思っております。

また、今回の災害においては、避難所における炊き出しなど地域住民の協力が大きな力となりましたことから、地域との連携を深めながら、現在進めている町内会等を単位とした自主防災組織の結成についても力を入れ、地域防災力の強化を図ってまいりたいと考えております。

近隣自治体との協力体制については、青森県内全市町村を対象として、大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定が締結されており、こ

れは県内を6つのブロックに分け、ブロックを単位とした応援体制を構築しているものであります。大規模災害時には議員ご指摘のように、県内全域が被災することも考えられます。このような想定も踏まえ、近年においては北海道、東北8道県による相互応援協定や全国都道府県における災害時等の広域応援協定などが締結され、広域災害に対処する体制がとられております。

今後においては、市が行う防災訓練などにも今回の災害から得られた経験をメニューに取り入れるなどして、災害に強いまちづくりを目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の第2点目、災害時要援護者や、その家族に対応したきめ細かな対策の必要性についてお答えいたします。まず、災害時に自力または家族だけでは迅速な避難行動をとることが困難とされる高齢者や、障害をお持ちの方などを適切に避難させる支援体制といたしましては、むつ市地域防災計画風水害等編の第8節、災害時要援護者等安全確保対策に基づき、災害時要援護者の支援整備や避難誘導体制の整備等を進めているところであり、具体的には災害時要援護者支援事業として、平成19年に実施要綱を制定し、災害時要援護者登録台帳の整備を実施しております。

しかし、これまでは対象者全員を把握できる方式とは言えないことから、個人情報保護条例の改正を行い、並行して実施要綱の見直しと災害時要援護者避難支援全体計画を作成いたしまして、要援護者一人一人の適切な把握と安否確認体制や災害時における避難支援体制を平常時から支援していただける方々へ情報提供できるようにシステムを導入して、避難支援対策に取り組んでいるところです。今後は、個別の避難支援プランを本人のみならず、支援者等へ情報提供することにより迅速かつ的確な避難支援を行うとともに、隣近所や自

主防災組織、町内会などの地域コミュニティとのつながりが重要となることから、地域の実情に合った支援体制づくりに取り組んでまいりたいと存じます。

次に、要援護者が避難所へ避難した後の生活支援対策といたしまして、県内10市に先駆ける形で6月1日に災害時の福祉避難所としてケア環境の整った民間の社会福祉施設21カ所を運営する9法人1株式会社と協定を締結いたしました。今後は、平常時から避難所としての整備を行い、災害時には福祉避難所を開設して、要援護者を保護できるよう関係機関との連携に努めてまいりたいと存じます。

次に、市民への広報活動についてであります。制度の周知と要援護者への登録喚起といたしまして、むつ市災害時要援護者支援制度の手引を今月6月10日号むつ市政だよりとあわせて毎戸配布いたしております。今後におきましては、市の広報等を利用して啓発活動に努めてまいりますとともに、要援護者の方々につきましても地域のコミュニティ、そしてご家族等のご協力が最も重要であると考えておりますので、プライバシーに配慮しつつ、その体制づくりを進めてまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、第3点目、原発の事故に備え避難計画を早急に策定し、住民へ示すべきことのご質問であります。市では、東通原子力発電所の事故を想定した地域防災計画原子力編を平成16年に作成し、予防対策、応急対策、復旧対策を定めております。その中で、住民避難に関する事項もありますが、これは現在の国の防災指針に定められた防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲、いわゆるEPZを対象としたもので、発電所から半径10キロメートル圏内の7集落を想定したものであります。しかしながら、今回の福島第一原子力発電所事故においては、発電所から半径20キロメートル圏内

の地域が避難区域に指定され、また予想される放射線量等の状況により半径20キロメートルを超えた一部の地域にも計画的避難区域及び緊急時避難準備区域が設定されたところであります。このEPZの拡大については、議員お話しのように、既に九州市長会が緊急決議を採択して、国と事業者には要望し、また全国市長会においても原子力発電所の事故と安全対策に関する緊急決議により、国に対してEPZの範囲拡大を含めた安全対策、電力確保やエネルギー政策のあり方等について国の責任において万全の措置を講じるよう要請しております。

原子力事故に対する市の対応として最も重要なことは、住民に対する情報提供と住民の避難誘導であると考えておりますが、特に住民避難の際の避難道路については、国道279号及び国道338号は規制がかかる可能性が高く、下北半島全体が孤立する可能性があることは斉藤議員と認識を同じくするものであります。万が一そのような事態になった場合、海路や空路による避難も想定した対応も考えておく必要があり、その場合は海上自衛隊大湊地方隊などにもご協力をいただかなければならないものと考えております。

今後県や近隣市町村とも協議しながら、原発事故の際の避難計画を策定し、住民にお示ししたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、4点目の原子力発電所にかかる関係市町村連絡会議が国へ要求するとはどのようなことを意味するのかとのご質問であります。この連絡会議は、去る6月6日に下北郡の5市町村に上北郡の横浜町及び六ヶ所村を加えた7市町村長が会し、今回の福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、下北半島で原子力災害が発生した際の避難場所や避難道路の確保といった住民の安全対策について連携して対応に当たることが必要であるという共

通認識のもとに連絡会議を設置するとしたもので、今後原子力災害に係る具体的な事項について協議研究していくこととしております。

また、連絡会議の協議結果を踏まえて、市町村長で協議し、必要に応じて避難道路の整備等、住民の安全対策について国や関係機関に要望していくこととしております。

なお、下北半島縦貫道路の整備等、下北総合開発期成同盟会で要望している事項と一部重複するところもございますが、避難経路として海路や空路といった新たな検討課題も予想されることから、調整を図りながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、節電の取り組みについてであります。議員ご発言のとおり、東日本大震災による発電施設の甚大な被害により、電力の供給能力が大きく減少し、今後電力需要が増加する夏に向けて受給バランスの悪化が懸念されることとあります。このことから、市民生活や経済活動に大きな影響を及ぼす大規模停電や計画停電を回避するため、官民一体となって節電対策に臨んでいかなければならないものと認識いたしております。

市といたしましても、国の示した需要抑制の目標に基づき、今年の夏と比べて最大需要電力の15%削減に取り組んでまいりたいと考えております。

市庁舎におきましては、これまでも執務室の一部消灯、通路の部分消灯、昼休み中の執務室の消灯、LED照明器具の導入、冷房温度の設定や冷房機器の断続運転による消費電力の抑制、離席時や使用していないパソコン等、OA機器の電源を切る等さまざまな節電対策を実施しておりますが、夏の電力不足に対応するため、今月中に電力抑制に向けた行動目標を策定し、これまで以上の節電に努めてまいります。

さらに、市所管の施設すべてにつきましても、庁舎同様に市民サービスに影響を与えることのないよう留意しながら、できる限り節電に努めてまいります。

市民の皆様に対しましては、冷房温度の設定、不要な照明の消灯や、電力使用制限時間帯における電気機器の使用節減等といった具体的な取り組みについて市政だよりやホームページを通じて節電の必要性や節電方法等の周知を図り、積極的に取り組んでいただくよう啓蒙してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 27番。

○27番（斉藤孝昭） いろいろ市長からは答弁していただきました。ありがとうございました。節電については、ぜひこれからも継続してお願いしたいということ、やはり電気が足りないということで経済活動が鈍化しないような取り組みをみんなで行おうということも今後お願いしたいと思っております。

防災対策についてですが、先ほど市長はいろいろ計画、マニュアルをつくるということをお話しされていましたが、紙ベースでつくっただけだと、実際何かがあったときうまくいかないということもありますので、当然やってみる、お知らせして、行動してみようということが必要となると思いますが、そもそも防災訓練、年1回やっていますが、合併してから各旧町村の場所で実施してまいりました。多分もう1周ぐるっと回って、そろそろやり方も、内容も変えなければならない時期になっていると思いますが、今回の災害を踏まえて、ではどういうふうに変えたらいいのかというふうなことを、もし考えていらっしやいましたらぜひお知らせしていただきたいと思っております。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 防災訓練のあり方でございますけれども、この3.11を契機にさまざまな状況

等がこの防災訓練、ことしも開催されますけれども、予定しておりますけれども、その部分でつけ加えていかなければいけないと、こういうふうな思いをいたしております。これは、現在取り組んでおります。

では、どういうふうなものが具体的にかというふうなところは、今3.11のその部分、停電、そういうふうなものの検証がほぼ済んでおりますので、これらをよくまた検証して、どういうふうな対策をとっていくべきかというふうな部分で今詰めているところでございます。

具体的に申しますと、他の機関との協力体制、そういうふうなものも、よりお願いをしていかなければいけないものではないかと、このように思っております。他の機関と申しますと、つまり海上自衛隊大湊地方隊、そういうふうな形の中でこれらは今後具体的に詰めていきたいと、このように思います。

また大平岸壁、そこにこれからさまざまな部分で、今輸送艦「しもきた」が7月にこちらのほうに来るというふうな予定が組まれているようでございます。その中で、今回の大震災の中で活動したさまざまな部分でのご支援ができるかどうかというふうな部分、これらもあわせて今関係機関とこれからも協議を進めていきたいと、このように思っております。

○議長（富岡幸夫） 27番。

○27番（齊藤孝昭） 今市長から海上自衛隊大湊地方隊というふうな話がありましたが、今回の災害でも海上自衛隊大湊地方隊の船が、岩手、宮城、福島沖に停泊しまして、海というよりも港湾を使った支援ということもやっていたというふうなことを聞いておりました。やはり三陸沿岸も交通の便がそんなにいいところではなくて、陸路から援助を行うという以外に、海を使ってということも有効だと聞いておりましたので、ぜひそのとこ

ろも今後の取り組みに入れていただきたいということと、先ほども壇上で申し上げましたが、やはり船が入るための港湾がなければ、幾ら船があつたって使えないということもありまして、先ほどの原子力発電所にかかる関係市町村連絡会議の話は市長の言っているとおりだと思っておりますが、私が壇上で申し上げましたむつ市内にある港のほか、東通村には三菱マテリアルの大型船がとまれる港も持っていますし、当然大間町のフェリー埠頭というところも使うような段取りも必要になってくると思います。

そこで、港湾に向かうための今度は道路がないと、道路が狭いと時間がかかるというふうなことが考えられますが、今後原子力発電所にかかる関係市町村連絡会議でいろんなやりとりがあると思いますが、その港湾に向かうための道路整備、避難道路も含めて港湾にどうやって迅速に物、人を運ぶことができるのか、またはそれを使って住民の住んでいるまちに物を運ぶことができるのかというふうなやりとりも必要だと考えますが、何しろお金が必要になると思います。今までの状況でいくと、国の責任、県の責任といいましても、なかなかお金を、予算をつけてくれないし、自前で何かをしないと自前で効率化をして、浮いたお金で何かをしないとというふうなことが果たして現実なのかということもぜひ市長からは強くこの連絡会議の中で言ってもらいたいと。

さらには、国、県にもっといろんな話を、この地域が本当にあるべき姿はどういうことなのかというふうなこともぜひ話ししてもらいたいというふうに思っておりますが、私長々今言いましたけれども、聞いてどういうふうにしたのか、ちょっとだけお知らせください。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先般上京いたしまして、1週間ぐらい前だったでしょうか、国土交通省の道

路防災課長、正式な職名はちょっとうっかり忘れ
ましたけれども、道路の防災のほうの国道の関係
の課長さんとお会いをいたしました。まさに向こ
うのほうもこの道路の状況を十分理解して、これ
はもう選択をしているわけですので、集中的に、
これは投入していかなければいけないだろうとい
うふうなアドバイスもいただきました。これは、
議会ともども、また県選出国会議員、さまざま
ルートを、そしてまた各首長さん方のさまざま
ラインを総力を結集して取り組んでいかなければ
いけないだろうと、こういうふうな思いをいたし
ております。それは、下北半島縦貫道路早期完成、
そして国道338号宇曾利工区のバイパスの早期完
成、そしてまた県道薬研佐井線、そういうふうな
ところ、道路一本に頼らない、これは災害情報の
伝達と同じようにさまざまな形でのアクセスのチ
ャンネルをふやしていくというふうな対応、これ
を積極的に取り組まなければいけないものだと、
このように思っているところです。

先般与党民主党の岡田幹事長さんが大間町を訪
れました。その際私も強く、コンクリートから人
というふうなことではなく、我々は今こういうふ
うな状況であるのだから、しっかりとコンクリー
トを重要視し、道路についての確保をお願いした
いというふうなお話をさせていただきました。そ
の際、その認識は十分持っているというふうな私
自身の感触をいただきました。そういうことで、
与野党を問わず全面的にこの部分においては原子
力施設の立地の半島であると。逃げる場所とい
うふうなこと、今までなかなか想定し得なかった、
またそういうふうなところを回避していた部分が
あったかもわかりません。しかし、福島第一原子
力発電所のあの災害、これをしっかりと我々が
どういうふうな形で受けとめて、そしてその対応
を進めていくのかというふうなその対応の研究、
これをしていかなければいけないというふうなの

が原子力発電所にかかる関係市町村連絡会議、そ
ういうふうなものでございます。

この部分において、けさほど報道されましたよ
うに、昨日1回目の事務担当者会議、これが開催
され、それぞれの市町村が検討しなければいけな
いというふうな意見を集約し、これから研究を深
め、そして対応方を考えていくというふうな段取
りで進んでいるところであります。

○議長（富岡幸夫） 27番。

○27番（齊藤孝昭） 市長のおっしゃるとおりだと
思います。しかし、計画とか思いは十分わかるの
ですが、やはりスピードが大事で、何年もかかっ
たり、なかなか進まないというふうなことになり
ますと、今までとそんなに変わらないのです。や
はりやるからにはスピーディーにもうとにかく物
事を進めていくというふうなことが必要だと思
います。

そこで、そのためにということではありますが、
私は下北半島を原子力特区というふうな指定をし
てもいいのではないかとというふうに思っています
が、そのところはとうとうふうにお考えなのか、
まずお知らせください。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 原子力特区というふうな今
齊藤議員からご提案、その内容についてもう少し
お話を聞きしたいなと思っておりますけれども、例
えばそういうふうな形の中で原子力特区をつくと
いうふうなことによって、さまざまな防災、そし
てその対応がスピーディーになるというふうな手
法があるならば、それは研究に値するものと、取
り組みに値するものだと、このように思います。

○議長（富岡幸夫） 27番。

○27番（齊藤孝昭） これまでも、さっきも壇上で
言いましたが、国・県に要望をいろんなことをし
てもなかなかやってもらえないと、なかなか進ま
ないということを考えると、やはり特区申請をし

て、いろんな枠を外していただいて、国直轄で物事を進めるというふうなことが必要なのではないかと。内容または手法については、それは勉強しないとだめだと思いますが、今までの考え方で進むと、なかなか時間がかかって前に進まない。さらには、財政的にも厳しい中でやりたいことがやれないというふうな現状を考えると、どう考えても地方自治体の財政では無理だし、考え方もなかなか進まないということを経験すると、やはり国に対して特区申請でいろんな枠を外して、いろんなことをさせてほしいというふうなことになることもやはり一つの考えだろうというふうに思っておりますので、名前は原子力特区でいいのかどうかはわかりませんが、そういう考えでどうでしょうかというふうな話をさせていただきます。

それに近いのですが、これは夢みたいな話になりますが、沖縄・北海道開発庁長官というふうな肩書きの方が国にいらっしゃいました。沖縄と北海道をなぜ開発するために長官、そういう組織をつくったかという経緯も含めて、いや、下北半島も沖縄と北海道と同じような扱いで下北開発庁長官という方がいらっしゃってもいいのではないかと。いうふうに、最近、震災後ですけれども、いろんなことを考えると、やはり日本の国策であるエネルギーに対する協力または今後の日本の持つエネルギーのあり方を考えると、六ヶ所村、大間町のフルモックスの発電所、むつ市の中間貯蔵施設となると田舎だとだめなのです。やはりむつ市、下北に行ったらすごいというふうなぐらい思ってもらえるような施策を展開していただいて、当然むつ市に住んでよかったというふうに思ってもらえることが私どもの望みでありますので、それをするためにはやはり国の大きい力が必要だということを、ここ議員にさせてもらってから8年目になりますが、つくづく痛感しています。

これもまた壇上で言いましたが、幾ら要望しても、幾らお願いしても、ほとんどわかった、わかったということで、それで終わりです。ということを考えれば、やはりもう国の責任でいろいろやってほしいという願いを込めて、下らない話かも知れませんが、思っていることを言わせていただきました。

下北開発庁長官が市長になるのか、議長になるのかはわかりませんが、そういう役職があって、本当にこの地域に力を入れているのだというような行動を国に示してほしいというのが私の願いであります。今の話を聞いて、もし市長に感想があるのであれば、ぜひお聞かせ願いたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 久しぶりに下北開発というふうなフレーズをお聞きいたしました。私も幼いころ、そしてまた学生時代に戻ってくると下北開発というふうな、そのフレーズが新聞紙上ににぎわっていたというふうなことを今ふと思い出しました。たしかあれは昭和40年代後半だったと思いますけれども、そのころから県自体も、そして国自体も砂鉄の問題、そしてまたビートの問題、さまざまそういうふうな形で国策を進めるというふうな形の中で下北開発というふうな言葉が新聞紙上ににぎわっていたというふうな今記憶がよみがえりました。

その部分で、この地域を本当にどういうふうな形で発展させていくのかというふうな思いが国、そしてまた経済界、そういうふうな形の中で動いてきたと。そして、六ヶ所を中心として縦貫道路、とにかく縦貫道路をつくらなければいけない、そういうふうなのが下北開発のその大きな夢だったと、こういうふうに私は思い出せば、そう思っているところであります。つまりその時代から、下北半島縦貫道路というふうなのがまだまだ完成し

ていないというふうなところ、こういうふうなところは、私も政治に入ってから、平成7年ですから、16年になりますけれども、非常に今齊藤議員が感じているものと同じような無力感と申しますか、そういうふうなところは感じております。しかしながら、今こそ政治力を結集して、そしてその住民が力を合わせて声を大きくしていく、そういうふうな場面が来たのではないかと。基礎的自治体の長としては、住民の皆さん方の命と財産を守るのが今回の福島を見ますと、本当に基礎的自治体の長がどれほど責任を持って取り組んでいるのか、そしてそれに対応していかなければいけないかと、そういうふうな責任の重さ、非常に重く感じました。その意味からして、政治力を結集して、こういうふうな場面に立ち向かっていかなければいけないと。まさしく古い言葉でありますけれども、下北開発と、こういうふうなところの原点に戻って下北半島住民、上北をひっくるめました住民の皆さんと力を合わせて取り組んでいく必要があろうと。道路、そしてまた防災、災害に強い地域というふうな取り組み方が必要なのではないかとというふうな齊藤議員のご意見を伺い、感じたところであります。

○議長（富岡幸夫） 27番。

○27番（齊藤孝昭） もう終わると言いながら、もう一言だけ。

防災をきっかけに下北開発みたいな話に発展してしまいましたが、やはり市長が言うとおりの、防災対策が完璧にできていて、街並みも整備されていて、何かあったときは対応をすぐできるというふうな準備ができていて、医療も福祉も充実しているというのが当然政治に携わる者の目標または目的であります。今の現状だと、他の地域の被災状況を見てというふうな感想でありましたが、やはり二度とこういうことは起きてはならないと、起きたとしても最小限に食いとめてほしいという

ことが現場を見た者の感想であります。ぜひそういうふうにならないように、なった場合はいろいろな手当てができるように今から準備してほしいということの願いを込めて一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（富岡幸夫） これで、齊藤孝昭議員の質問を終わります。

ここで午前11時まで暫時休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎大瀧次男議員

○議長（富岡幸夫） 次は、大瀧次男議員の登壇を求めます。16番大瀧次男議員。

（16番 大瀧次男議員登壇）

○16番（大瀧次男） おはようございます。自民クラブ所属の大瀧次男でございます。むつ市議会第208回定例会に当たり一般質問をさせていただきます。

初めに、去る3月11日発生した東日本大震災では、死者と行方不明者合わせて2万3,000人を超える多くの犠牲者が出ました。そして、家屋の損壊、船舶の喪失、道路、鉄道の崩壊、地盤沈下など、未曾有の被害に加え、人災と言われる福島第一原子力発電所の事故が重なり、3カ月を経過した今なお収束の見通しが立たない状況が続いております。被害に遭われました皆様には、心からお悔やみとお見舞いを申し上げる次第であります。

また、多くの義援金を寄せられた方々、被災者を受け入れられた全国の皆様、各自治体からの職員の派遣による支援など、多くの善意が寄せられたことに感銘を受け、日本のよさを再発見した思

いを強くいたしているところであります。

改めて復興対応のおくれから政治不信が高まっている中、議会人としてどのようなことができるのか、日ごろの活動はどうあるべきかを考えると、二元代表制のもとに、市長同様市民の直接投票で選ばれた立場にあることの自覚を深め、市民の目線に立って、議会の場で是は是、非は非として積極的な姿勢で臨むのが責務であろうとの思いを新たにしているところであります。

それでは、質問に入らせていただきます。通告順に質問をいたしますので、市長並びに理事者におかれましては、簡潔明快、前向きなご答弁をお願いいたします。

初めに、防災対策についてお伺いいたします。今回の被害では、すべてが想定外と言われ、マニュアルに従い避難した避難所が被災したり、津波を防ぐための防潮堤がほとんど機能しなかったり、多数の消防団員や自治体職員が犠牲になり、従来の防災計画が効果を奏しない結果となっております。全国的に見ても、規模は今回の大震災とは違うものの、季節外れの集中豪雨、突風、大地震の発生は例年起きていて、いつ何どき災害が発生してもおかしくない気象現象が続いております。

そこでお伺いをいたします。1点目、むつ市の防災計画にある避難場所について、現在指定されている避難場所の設定を災害種別に合うよう見直しをする考えはないか。

2点目、田名部川や大畑川、川内川にかかる橋りょうの強度は、大地震や洪水に十分耐えることができるか、改めて調査する必要があるか。

3点目、現在の想定を拡大し、防災計画の見直し、ハザードマップを見直す必要があると考えますがいかがでしょうか、市長のご所見をお伺いいたします。

次に、住民サービスと中心市街地活性化につい

てお伺いをいたします。12月定例会でも質問させていただきましたが、高齢化が進む今は自由に移動し、楽しみを謳歌したマイカー時代のひずみから、公共交通機関の衰退を招き、かつての商店街は郊外型大型店の進出などによりシャッター街と化し、中心街の空洞化が進み、高齢者を主とした買い物難民が生まれました。住みよかったまちが住みにくくなってきている現象が全国の各地方の共通する悩みになっております。我がむつ市においても市庁舎の移転により市民へのサービス窓口が近川、関根方面に暮らす、特に車を利用できない高齢者にとっては、時間をかけて2つの交通機関を使い分けなければ住民窓口にとどり着けない遠いものとなっております。中心商店街の一角を占める田名部駅通り商店街振興組合では、活性化のために国とむつ市から助成を受け、平成23年度から平成28年度までの5カ年計画で空き店舗を利用した地域商店街活性化事業を展開、商店街の誘客をふやすべく取り組みをいたそうとしております。また、今年度から中心市街地エリアをマネジメントする組織、人材を育成する事業も開始すると聞いております。

しかし、ますます進む人口減少、少子高齢化社会を考えれば、将来展望としては厳しいものがあります。人を集めるには、公共施設の張りつけと周辺の居住人口をふやすのが一番効果的であることはまちづくりの常識とされております。

そこでお伺いをいたします。1点目は、市民窓口サービスの拡充と中心市街地の実のある活性化につなげるために田名部駅通りを対象地に窓口での諸証明の発行、市税、保育料などの納付ができる市の連絡所を開設し、地域商店街活性化事業の効果を引き出すべきと考えますがいかがでしょうか。

2点目は、12月定例会でも質問させていただきましたが、中心市街地の空き地対策についてです

が、商店街や町内会だけでは資金力にも限界がございます。そこで、市ではそのような空き地を定期借地として借り上げ、現在郊外にある市営住宅を高層建築として建て替えるとか、十和田市の官庁街にあるような美術作品を空き地に展示して人の流れを取り戻すなどの方法が考えられないか。

以上、2点について市長のご所見をお尋ねいたします。

次に、海上自衛隊大湊地方総監部の施設についてお尋ねをいたします。言うまでもなく当地域は、海上自衛隊や航空自衛隊の駐屯地として、経済面ではもちろんのこと、歴史、文化の面でも地域の貢献度は大きなものがあります。このたびむつ市では、市が主導して北の防人大湊づくりプロジェクトチームをつくり、アーチ式ダムや石づくりの建造物、水源池公園と自衛艦係留地などを含めた一帯を憩いの観光ゾーンとする都市再生整備事業に着手しておりますが、私個人としても下北の観光は恵まれた自然だけではなく、関根浜にある日本国内で唯一の船舶用原子炉が展示されているむつ科学技術館や横須賀以北北海道も含め1カ所しかない貴重な歴史的資源を持つ大湊地方総監部も観光資源として生かすべきと考えておりましたので、今回の北の防人大湊づくりについては高く評価し、中途半端に終わらないように期待をしております。

そこで気になるのは、艦艇係留地であります。平成13年から艦艇の入港、接岸の機能向上のための浚渫工事を進めていますが、当初浚渫による大量の土砂の処理にわざわざ青森港の埋立地まで運んでいたと聞いております。最近ですと、自衛隊の管理地に盛り上げている状況が国道からも見られますが、大がかりな浚渫工事が必要なことや、たまたま寄港する南極観測船や潜水艦などの大型艦船が接岸できず、沖合に停泊せざるを得ない現状は舞鶴や横須賀、呉、佐世保などの施設に比べ

見劣りする施設となっていて、北の防人にふさわしい基地としての機能を高めるための整備拡充が必要であることは多くの人が望んでいるところでもあります。

そこで、次の3点についてお伺いをいたします。

1点目は、今行われている大湊港の浚渫はいつまで継続するのか。作業終了時、大型艦船の接岸が可能になるのか。

2点目、浚渫土砂の処理は問題なく行われているのか。

3点目、浚渫作業に市がこれまで協力してきた具体策はどんなものがあるか。

以上の3点についてお聞きしますが、自衛隊内部のことですので、お答えしがたい部分があるかと思いますので、支障のない範囲で結構ですので、ご答弁をいただきたいと思っております。

次に、国道279号の名古平から海洋地球研究船「みらい」の母港を結ぶ道路についてであります。今むつ市では、東日本大震災での福島第一原子力発電所の影響を受け、使用済燃料中間貯蔵施設の本体工事が中断されておりますが、原子力発電への依存の是非が問われる中であっても、この施設は必ず必要であり、近い将来速やかに工事が再開されることを期待しているところであります。

そこでお伺いしたいのは、国道279号と海洋地球研究船「みらい」の母港をつなぐ道路についてであります。原子力船「むつ」の母港建設時に専用道路として当時の日本原子力船研究開発事業団が用地を買収、一部を借り上げて整備したと伺っておりますが、むつ科学技術館への来館者や関根浜、水川目、美付集落住民の生活道路として現在は広範囲に利用されている現状にあります。さらに、中間貯蔵施設建設により利用度は高まる一方であり、地域の主要道路であることはだれの間から見ても明らかな状況にあります。ところが、この道路に沿った土地所有者が自己所有者に住宅

や倉庫、工場などを建設する計画を立てても、道路は立派でも道路認定外のものであり、建築確認申請が通らないとの話を聞きます。これからは、ある意味で発展が期待される地域であるにもかかわらず、将来的にこのままでいいのかという疑問を持たざるを得ません。

そこでお伺いいたします。1点目として、当該道路の所有、権利関係はどうなっているのか。

2点目として、市が所有権を取得、あるいは提供を受けるなどして市道として認定し、利便性を充実する計画はないか。

以上、市長のご所見をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 大瀧議員のご質問にお答えいたします。

防災対策についての第1点目、むつ市の防災計画に登載されている避難場所について、現在指定されている避難場所の設定を災害種別に合うよう見直しをする考えはないかについてであります。むつ市地域防災計画の地震編及び風水害等編においては、学校、保育所等について地震及び火災と津波の2種類の災害に区別し設定しているところであります。今回の大震災を踏まえ、基本的に問題等のある避難場所については見直しすることとしております。

ご指摘の柳町ひまわり保育園、横迎町保育所、新町保育所及び緑町保育所の各施設は昭和40年代に建築された施設であり、耐震調査を実施しておりませんし、緑町保育所を除く3カ所の保育園及び保育所は出入りが狭いということも承知しているところであります。しかしながら、市街地においては避難場所となる施設が不足している状況にありますことから、避難場所の指定から外すことについては今後の検討課題として承り、慎重に

対処してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の第2点目、田名部川や大畑川、川内川にかかる橋りょうの強度は大地震や洪水に十分耐えられるか、改めて調査する必要があるかについてのご質問にお答えいたします。

まず、地震に対する橋の技術指針となる道路橋示方書によると、昭和55年以前の示方書で設計した橋は耐震について考慮されておらず、昭和56年以降の示方書で初めて耐震の項目が検討されております。現在むつ市管内で主要幹線国道道にかかる橋りょうは、田名部川には7橋、新田名部川には4橋、大畑川には5橋、川内川には1橋、脇野沢川には4橋あります。下北地域県民局地域整備部に確認しましたところ、全21橋のうち20橋については耐震補強工事を終えているとのこと。残る1つは、県道むつ尻屋崎線の上川町地区から赤坂地区間にかかる赤坂橋で未対象となっているものの、平成30年ごろを目標に、補強ではなくかけかえで対処したいとのことであり、議員ご指摘の主要幹線道路にかかる橋りょうの耐震対策につきましては、ほぼ対応するものと考えております。

次に、洪水についてですが、橋は洪水のときなど、上流から漂流物等が直接衝突するなどの衝撃は考慮されていませんが、河川の堤防の高さは計画流量を安全に流下させることができる流下断面の最高水位で決められており、洪水があれば、その水位も河川改修の計画に反映されるものとなっておりますことから、河川改修を終えている田名部川、大畑川、川内川については基準に即した構造となっておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、第3点目の現在の想定を拡大し、防災計画やハザードマップを見直す必要があると考えるがどうかのご質問にお答えいたします。まず、地域防災計画の見直しについてであります。先

ほどの斉藤議員への答弁と重複する部分もありますが、ご了承願いたいと存じます。

市の地域防災計画は、議員ご承知のとおり、昭和40年に策定され、以降数回の修正を行い、現在の計画は市の防災会議の審議を踏まえ、平成19年度に修正されたものであります。この防災計画は、風水害等編、地震編及び原子力編で構成されており、原子力編については平成16年に策定されたものであります。今回の大震災の検証を踏まえ、特に地震編と原子力編に関しては国や県の動向を見きわめながら大幅な見直しが必要となってくるものと認識しております。

長い間経験していなかった長時間の停電や通信手段の途絶といった事態は市民生活への影響が大きかったばかりでなく、これまでの防災体制を見直す必要に迫られた災害であったと思っております。今後食料、水、日用品を初め発電機や防災資機材等の備蓄を順次進めてまいります。避難場所の見直しや通信手段の多様化等、今回の災害から得られた知見を盛り込んだ計画として県の計画とも整合性を図りながら見直しをしてまいりたいと考えております。

次に、昨年2月に発行した防災ハザードマップは、明治29年の明治三陸地震及び昭和8年の昭和三陸地震の津波のデータをもとにして青森県がつくった津波浸水想定をそのベースとしております。今回の東日本大震災は、これを上回る国内観測史上最大の地震でありましたことから、浸水高がこれまでに比べ大きくなることが予測されますが、マグニチュードの大きさなどから類推して、浸水区域等を想定することは不可能と思われま。今後基礎となった県の資料の見直しなどを踏まえたうえで、ハザードマップの見直しについても対応してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、第2点目、住民サービスと中心市街地活

性化についてのご質問にお答えいたします。まず、市民窓口サービスの拡充と中心市街地の実のある活性化につなげるために田名部駅通りを対象地に窓口での証明書の発行、市税、保育料などの納付ができる市の連絡所を開設する考えはないかのご質問についてであります。高齢化社会の進展に伴い、自家用車を運転できない方や徒歩での広範囲の移動が困難な方など、いわゆる移動困難者は今後ふえることが予想されますし、公共交通機関の整備が十分とは言えない当市の現状を踏まえると、移動困難者に対する公共サービスをどのように提供していくかということは大きな課題の一つであると認識しております。

市においては、設置場所等の一部変遷はあったものの、平成16年3月まで旧田名部駅に田名部連絡所、大湊駅に大湊連絡所、老人憩の家福寿荘に川守町分室を置き、苦情、要望の受け付けを初め、住民票の写し等の交付や税収納などの行政サービスに努めてまいりましたが、金融機関の口座振替への移行の推進や利用者の減少という背景を踏まえ、平成14年度策定の第3次行政改革大綱の基本方針に基づき、組織のスリム化、経費の削減、効率的な事務事業の推進を図るという観点から、この3つの連絡所、分室を廃止した経緯があります。

高齢化社会が加速して進んでいるという現況は、連絡所等を廃止した当時の社会環境とは異なる状況にあると認識しており、住民の利便性向上という観点から、市役所及び分庁舎窓口以外での住民票等の交付や税の収納などについて、その可能性を探るべく関係課に対し検討を指示しているところであります。

住民票等の交付については、さきのむつ市議会第206回定例会における大瀧議員の一般質問においてもお答えしておりますが、平成24年1月には住民情報基幹システムの更新を、また平成25年2月ごろには戸籍総合システムの更新を予定してい

るところであり、その折々に証明書自動交付機の導入に係る検討も継続していくこととしておりますし、自治体によっては一定の対象条件を設けたうえで、移動困難者に対して市職員が宅配するというサービスを行っているところもありますので、住民票等の交付に係る利便性について、さらに研究してまいりたいと考えております。

また、税等の収納については、平成24年度から市税及び後期高齢者医療保険料や保育料を郵便局でお支払いいただけるように、さらに軽自動車税については、コンビニでもお支払いいただけるようにする手続を進めているところでございます。

議員ご提案の基底にあるまちの実のある活性化を創出するという命題につきましても、さらにさまざまな切り口から取り組みを進めていく必要があるものと考えておりますが、行政のスリム化、効率化を進めなければならないという点は、連絡所等廃止当時も今も変わりはないわけですので、住民の利便性向上については高齢化社会進展の実態を踏まえつつ、効果的な方途を探っていくべく費用対効果、サービスの公平性などを十分勘案しながら、総合的に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、住民サービスと中心市街地活性化についての第2点目、中心市街地の空き地を定期借地で借り上げ、民間企業とタイアップして活用するなどの考えはないかのご質問にお答えいたします。市では、平成22年2月に策定した第5次行政改革大綱の2つの重点項目として「まちづくり理念の検討」、「行政運営体制の検討」をテーマとし、市民が主役となってまちづくりを行う体制の構築と、職員の資質向上を目指し、市民協働参画を推進しております。

この市民協働参画に連動いたしまして、今年度から中心市街地地区エリアマネジメント支援事業が開始されることになっております。この事業は、

田名部の中心市街地において持続可能なまちづくりを推進するためのまちづくり会社や、まちづくり団体となるエリアマネジメント組織の立ち上げを目指し、さらにまちづくりに係る具体的な手法の検討を行うものであります。その手法といたしましては、町なか居住の推進やにぎわいの創出、都市環境の改善など、エリアマネジメント組織と市との官民連携による市民協働が重要な要素になってくるものと思われまます。

議員ご発言の方法も、また中心市街地におけるまちづくりの手法でもあり、今後のエリアマネジメント支援事業における検討の中から出てくる考え方の一つであろうと考えるものであります。

また、この地域を対象とした取り組みといたしましては、本年度から田名部駅通り商店街振興組合による商店街活性化事業が実施されており、この事業も地域活性化の一助となるものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、海上自衛隊大湊地方総監部の施設についてのご質問にお答えいたします。ご質問の1点目、芦崎湾の浚渫作業についてであります。東北防衛局によりますと、浚渫作業は去る3月8日に完了したとのことであり、今回の浚渫作業により海上自衛隊の主力となっております護衛艦等の艦艇の入港接岸が可能になると伺っております。

ご質問の2点目、浚渫土砂の処理についてであります。浚渫作業に伴い発生した土砂は、市政日より本年1月20日号及び5月10日号、「ダンプトラック通行にご協力ください」の中でお知らせいたしておりましたように、一時仮置き場となっておりました総監部構内のドック付近から芦崎に構築されました陸上処分地への運搬作業も今月初旬までに完了し、現在のところ問題なく処理されたと伺っております。

ご質問の3点目、浚渫作業に市が協力してきた具体策はどのようなものがあつたかとのことであ

りますが、直接工事に係るものではありませんが、先ほど触れましたダンプトラック通行に係るお知らせのように、市民生活に直接関連する情報の周知について協力しておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、国道279号の名古平から海洋地球研究船「みらい」の母港に至る道路についてのご質問ですが、議員ご承知のとおり、この道路は我が国初の原子力船「むつ」の母港であった関根浜港への進入道路として、当時の日本原子力船研究開発事業団が建設したものであります。現在は、独立行政法人日本原子力研究開発機構の所有管理となっておりますが、一部を民間より借用して使用していると伺っておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、市が所有権を取得あるいは提供を受けるなどし、市道として認定管理、利便性を充実する計画はないかのご質問にお答えいたします。あくまでもこの道路は、旧原子力船「むつ」の母港である関根浜港への進入道路として整備されたもので、沿線に建物等が建築されたり接続して開発することを想定した道路構造ではないことから、排水施設も道路部分の受け皿のみのもものと認識しております。

建物を建築する場合の接道義務の道路として認められていないことから、この道路沿線に住宅など建築物を建てることができないのが現状であります。市道として認定し管理する場合、新たに排水路の改修をした後、全路線の寄附が必要となります。道路敷地のほとんどが独立行政法人日本原子力研究開発機構が所有者となっておりますが、一部に同機構以外の所有者もあるとのことから、難しいものと考えております。したがって、現時点において市道として認定する状況には至っていないものと認識しておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 16番。

○16番（大瀧次男） 前向きかどうかちょっとわからない答弁でございましたけれども、最初に防災計画についてちょっとお尋ねをいたします。

今回の大震災の津波では、やはりいち早く高い場所に避難した人、そして中心部の人たちは鉄筋鉄骨の高層ビルに避難した方が助かったと、このように言われております。むつ地区ですけれども、避難指定場所が39カ所ですか、ありますけれども、市街地の中にある鉄筋鉄骨、少し高層の建物というのが観光物産館と来さまい館の2カ所だけでございますけれども、これを災害、津波とか大洪水とか、そういう場合に限り、例えば民間のホテルとか金融関係、百貨店、そういう建物を防災ビルとして指定するのも一つの考えではないでしょうか。そういう件でちょっとお尋ねをしたいと思いますので、お願いをいたします。

○議長（富岡幸夫） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 大瀧議員のご質問にお答えいたします。

ただいま民間のホテルとか百貨店等につきまして、防災ビルというようなことで指定してはどうかというようなことでございますけれども、これにつきましては、ほかの地域ではそういうことをやっているところがあるというようなことも聞いておりますけれども、その辺研究させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（富岡幸夫） 16番。

○16番（大瀧次男） 市街地に来る方は、ほかから来て買い物するとか、その土地にふなれな人が来ますので、高台に逃げるとか、そういう避難をする場合に、やはりどうしても近くの大いビルとか建物のほうに避難するという形になりますので、これはぜひそういう形で進めていただければと、このように思います。

次、先ほど市長から4つの保育所のお話がありましたけれども、特に新町保育所と横迎町保育所の場合ですけれども、非常に通路が狭い。ふだんするときでも出入りに非常に混雑する場面があります。

もう一つ、横迎町保育所の場合は、そのすぐ前にガスの集積所があります。新町保育所の場合は、ガソリンスタンドが前にありますので、万が一そういう二次的災害を起こす可能性もないわけではないと思いますので、そういう大きい大震災の場合などから見れば、どうしてもその2つの保育所だけは避難場所から指定を解除していただければというふうに思っております。

次に、もう一つ、これは要望でございますけれども、今回の災害で2日間停電になりました。そして、道路が、信号が全部消えたわけですが、むつ市の場合は緊急の避難、その他がなかったわけですが、緊急の場合、どうしても幹線道路だけでもやはり発電機なんかたいて信号を点灯させていただきたいと。これは、警察のほうでしょうけれども、ひとつ要望していただければと、このように思っております。

次に、中心市街地活性化の問題ですけれども、先ほど市長のほうから、一応検討すると、連絡所についてはいろいろな形で住民サービスの検討をしていくというご答弁がありましたけれども、平成16年まで田名部駅前に連絡所がありました。私たちが近くにいるものですから、利用させていただきましてけれども、恐らく当時も結構利用者があったと思います。そして、金谷に市役所があったわけですが、今度は中央町に移転したということで、非常に田名部地区周辺の高齢者、特に車のない人たちは不便だという声が多く聞かれます。連絡所が田名部あの周辺にあると利用されると思われる地域ですけれども、本町、田名部町、柳町、横迎町、新町、小川町の6町内、栗山、上

川町、土手内、最花、そして近川方面の南通り地区、烏沢方面の北通り地区、合わせて1万6,000人ぐらいの対象人口がございます。その35%が65歳以上の高齢者でございます。年々高齢化が進んでいきます。市長は就任当時からおでかけ市長室、そして市長への手紙ということで各地域に行って住民の皆さんの意見を聞き、そして行政運営に反映させており、非常に高く評価したいと、このように思いますけれども、しかしこれが地域に行かないで市の会議室に何月何日の何時に集まってくださいということになると、どうでしょう、集まる人があるでしょうか。やはりその地域に行つてやることに意義があると思います。

今こういう高齢化社会、そして限界集落と、いろんな言葉がある中で、一極集中の行政よりもやはり分散型行政サービスというものが今求められると思いますので、ぜひこの出張所、連絡所、どういう形になるかわかりませんが、ひとつ要望したいと、このように思います。

そして、また中心市街地活性化、やはり人が集まらないと幾らいろんなことをやっても活性化には結びつかないのかなという思いがあります。平成23年から平成28年まで、いろんな形で5年計画で活性化をやるうとしておりますので、ぜひその5年以内にそういう出張所なり連絡所を検討し、開設していただければと、このように思いますので、再度市長からそれに対して考えをお聞かせ願えればと、こう思います。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 大瀧議員の、この分散型の行政サービスというふうなお話ございました。私もさまざまおでかけ市長室だとかご意見を聞いている中では、金谷から中央町に庁舎が移転したというふうなことで、ちょっと遠くなったなど、そしてまたバスの乗り継ぎも悪いと。しかしながら、対応はしたつもりでございました。バスを市

役所の構内でUターンさせるとか、さまざまな手当てをいたしました。そういうふうな声が多いというふうなことも私に届いております。

ただ、その部分において、検討させておりますが、今後平成24年の1月には住民情報の基幹システム、これを更新いたします。そしてまた、平成25年の2月ごろには戸籍の総合システム、これを更新する予定というふうなことでございます。そうしますと、さまざまなシステムが更新されるということによって、先ほど壇上でもお話をしましたように、市税、それから後期高齢者の医療保険料、それから保育料、これらは郵便局でお支払いできる形の切符を発行いたします。それらの調整を今行っております。さらに、軽自動車税、これについてはコンビニでもお支払いできるように、そういうふうな今体制のシステムを進めております。ですから、その部分でその状況をまた判断していかなければいけないと、このように思います。

非常に効率化を進めていかなければいけないこの行政運営、その中でもできるだけきめ細やかなサービス、場所を確保し、人を配置する、それとの費用対効果、どうなのかというふうなことは十分見きわめながら進めていかなければいけないと。かつての旧田名部駅の連絡所、それから大湊駅の連絡所、私も利用したことがありますけれども、2人の職員を配置というふうな形、非常にコストがかかるわけでございます。そういうことで、行革の中でさまざま検討を加え、廃止に至ったと。その状況は、今でもその効率的な運営というふうな部分では変わりません。しかし、今大瀧議員がお話のように、1万6,000人規模のその部分のサービスをどうするのかというふうなところ、この部分においては郵便局を使っていただくとか、それからコンビニを利用していただくとか、それから自動交付機を、例えば公的な施設の中に置く

とか、そういうふうな形の中で補充、補完していくというふうな手法もありますので、それらがスタートした段階でさまざまな手法を考えていかなければいけないものだと、このように思います。

また、田名部地区、大湊地区のみならず、大畑地区、脇野沢地区、川内地区でも遠隔地があると、離れているところがあると。そういうふうなところでの声もよく聞き及んでおります。そういうふうな形のとときにはどういうふうな、先ほどちょっと壇上でも他市町村のほうで、何か宅配サービスもやっているというふうなこともありますので、それらが可能なかどうか、そういうふうなものもひっくるめまして、中心市街地の中での果たす役割、そういうふうなところを研究し、また検討していきたいと。

ただ、もっともっと利便性は、平成24年、平成25年には、郵便局、コンビニ、そういうふうな形での支払いが可能になるというふうな今システムづくりを進めているということでご理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（富岡幸夫） 16番。

○16番（大瀧次男） 今いろいろご説明をいただきましたけれども、青森市のようにアウガを建てるとか、いろいろな建物を建てて、それをやれというのではなく、今平成23年から始まる広場のつくりとか、いろんな形があります。その一角を借りてできないかという形と、諸証明、市税とか保育料、ただそれだけを便利にするのではなく、それとあわせて市街地の活性化と、人も集めましょうと。一緒にいろんな形で補助金を出して、そして活性化をしている中で、そういう形もひとつ入れながら活性化ができればと、このように考えているわけでございます。

次に、大湊地方総監部の施設についてでございますけれども、3月の時点で浚渫が終わって大型艦艇が係留できるということですが、どの

ぐらいの、何トンクラスの艦艇が係留できるのかということでございますけれども、市長は非常に国防と防衛については勉強しておりますので、知識が十分ありますけれども、最近北方四島、あそこにロシアの大統領が行ったり、そして政府要人が行って、そこにミサイルの基地をつくるのだという報道がなされております。その射程距離が北海道全域という話が出ていますけれども、やはりロシアですので、そういう形がどうなるかわかりませんが、もしそういう基地ができた場合、防衛の拠点ということになると大湊がその拠点になるのではないかと、このように思います。そういう拠点になった場合、大型艦艇がその港に係留できないということになると、これはやっぱり拠点として大きなネックになると思います。

そのときに、北海道にそういう基地を移動しますよということになった場合ですけれども、室蘭が今海上自衛隊を誘致しようということで、一生懸命官民挙げて耐震構造の岸壁をつくって、そしてまたそういう形の中で災害発生時の物資輸送、避難、救助活動の拠点港にするというのがこの設立趣旨だそうでございます。防衛省も北海道へ新たな海上自衛隊の基地建設に関心があり、やはり室蘭港を有望な候補先と見ているという記事もありますけれども。実際に、2004年の2月にイラク派遣のときに室蘭港からおおすみ型の輸送艦で装甲車両などを搬入したという経緯もあります。やはりそうなったときに、では大湊にそういう形の大型艦船が入れない、北海道の室蘭にそういう形の自衛艦が転籍になったという場合、恐らく1部隊編成、私ちょっと何名かわかりませんが、何百名かの隊員が移動するということにもなりかねません。隊員が減少するということになると、やはり我々のむつ市、いろんな形で自衛隊が大きなウエートを占めておりますので、そういう形の中ではやはりしっかりとした大型艦船が入れるような

岸壁をつくって浚渫をしていただきたいと思いますっております。

そして、浚渫の件で、市としてどのぐらいかわかりがありますかということでは、ほとんどないと、ダンプの搬入路の形だけということですなのですが、やはり浚渫した土砂は海水を含んでおりますので外へは出せない、海岸縁に置かなければならないということですが、私ちょっと聞いたのですが、市では赤川から今泉の間に、元牧野の20町歩ぐらいの土地があるというふうに聞いております。できればこれから浚渫するのであれば、その土地を提供しながら、その利用も兼ねながら、そういうかわり合い方もあるのではないかと、このように思っていますけれども、市長、その辺どうでしょう。かなり研究しているようですので。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） まず浚渫された突堤に、第1突堤のところ、大瀧議員も有力な自衛隊支援団体の一つの長をお務めでございます。その部分においては4,500トンクラスが先般着岸をし、こちらに配属になったわけでございますので、その程度のもは停泊できると、着岸できるというふうな認識を持っております。それをさらに例えばイージス艦クラスだとか、お考えの中にはそういうふうな形の中でのご意見だと思いますけれども、まだまだその部分においては、例えば水深10メートルの浚渫をしたと。ただ、自衛艦というのは、これは一般的なお話なのですけれども、その下にはさまざまな電子機器等が入っていて、10メートルの水深だから10メートルでオーケーというふうなことではないのだそうです。やはりそれからまた数メートル掘らなければいけないというふうな形の浚渫を進めなければいけないということは一般的な本の中に書いておりましたので、そういう意味ではなかなか今掘っている部分の深さ、そう

いうふうなものも、これは内部の機密の部分もあるのではないかと思いますけれども、私は本当に海上自衛隊に対しましては、大きな船が入れるような体制をとってほしいと、そういうふうなことで北東北3県、北海道全部の海域を海上自衛隊大湊地方総監部がカバーしているわけですので、それらは常にお話をさせていただいているということで、その程度にとどめさせていただきたいと、このように思います。

それから、室蘭のほう、北海道のほうの動き、ちょっと気になるというふうなことをお話になりましたけれども、かつて本当に大湊の場所が要港部になる際に、この室蘭との綱引きがあったというふうな何か記録を見たことがございます。そういうことで大湊町がこぞってこちらに誘致しようと。そしてまた、地政学的にも室蘭とは、外海に面している部分、そして湾内にあって釜臥山というふうな部分、それは地政学的、そしてまた軍略的な、こういうふうな要素があって、こちらのほうに決着をしたというふうな形があります。

また、当時とは全然状況が違うと思いますけれども、私どもは市と海上自衛隊、そしてまた支援団体のお力をいただきながら、太いきずなで結ばれていると、このきずなを大切にしたことと、していることによって、3.11の際も非常に頼りになる支援体制をとっていただいたということは常々お話をさせていただいておりますので、綱引きが将来もないような形でぜひとも多くの船が入っていただくように、これを総監部のほうにはお伝えをさせていただきたいと、このように思っております。

土砂の部分での牧野の搬入というふうなこと、これはやはり技術的に塩分を含んでおりますので、では牧野自体が非常にダメージが出てくるのではないかと、こんな思いを今お聞きした中では感じました。この部分、一度国道沿いのほうのド

ックの近くに盛り上げました。その部分でも、しっかりと固め、そして土砂の海への流出がないように土留、そして今3月の上旬で終わりましたけれども、芦崎のほうにしっかりとした形で管理をして、土砂の流出だとか、そういうふうなものがないように固めてしっかりと対応しているということをお伺っております。牧野に持ち込むということは、なかなかちょっと厳しい状況だと思います。

○議長（富岡幸夫） 16番。

○16番（大瀧次男） 牧野のほうは、私はちょっと見たのですけれども、今恐らく牧野としては使用していないのかな。使っているのですか。わかりました。

そういう形で、いろいろ浚渫によって大型艦艇が入ってきて、やはり本当の北の防人、北海道から東北にかけての大湊が一番の防衛拠点でございますので、そういう施設にふさわしい機能を整備していただきたいと、このように思います。

最後になりますけれども、海洋地球研究船「みらい」母港からの道路の件でございますが、先ほど建築確認申請、道路としては面倒だと、排水路、いろいろな整備がまだなされていないということですが、あそこに中間貯蔵施設が完成され、そして科学技術館があります。日本の最先端をいくそういう施設がある中で、国道から入っていったときに何も無い原野でいるということが非常に寂しい感じがします。そして中間貯蔵施設が本格的に稼働になった場合には、やはりやそれに関連したと、どういう形になるかはわかりませんが、それに合わせたような企業も来たいというような形になる場合もあります。それに伴って、そういう形の中であそこの道路、中間貯蔵施設、独立行政法人日本原子力研究開発機構、いろいろな関係者と話し合いながら、先ほど排水設備がなっていないという話がありましたけれども、そういう形の、今見てもあれ雨水の関係の排水はあると思う

のですけれども、そういう建物を建築したときの排水ができないということであれば、いろんな形で広げていく。そしてまた、あそこはほとんどもう一般の住民が走っている道路で、市道と同じような形で取り扱っております。維持管理、大変だと思いますけれども、除雪関係とかそういうのはどうなっているのでしょうか、それちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 建設部長。

○建設部長（山本伸一） 除雪につきましては、独立行政法人日本原子力研究開発機構が行っているということでございます。

○議長（富岡幸夫） 16番。

○16番（大瀧次男） そうすると除雪、それから維持管理も全部そういう独立行政法人日本原子力研究開発機構ということで。

では、市としてはその道路に関してはほとんど経費はかかっていないということになると思うのですけれども、やはり私の聞いた範囲だけですけれども、あそこの独立行政法人日本原子力研究開発機構から買収された方が地権者におりまして、その方が聞いた話だと、いや、自由に使ってもいいよと言われたと。その使ってもいいよというのが、何か建物を建てるとか、そういうのではなく、自由に出入りして使ってもいいと。その方は、何となく自由に使ってもいいと、だからそこに建物を建てられるという思いがあったらしいのだけれども、今聞いたら、いや、そういう建築基準法以外の道路だからだめだと、こういうふうに言われたということもありますので、できればあの地区、むつ市のシンボリックな存在の地域になると思いますので、やはり市としてそういう形で市道として受け、整備拡充をしていただきたいと、このようをお願いをして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（富岡幸夫） これで、大瀧次男議員の質問

を終わります。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎浅利竹二郎議員

○議長（富岡幸夫） 次は、浅利竹二郎議員の登壇を求めます。23番浅利竹二郎議員。

（23番 浅利竹二郎議員登壇）

○23番（浅利竹二郎） ご指名をいただきましたむつ未来会派の浅利竹二郎でございます。むつ市議会第208回定例会に際し、通告順に従い一般質問を行いますので、市長並びに理事者各位におかれましては、特段のご答弁をお願いいたします。

さて、国政は混迷とどまるところを知らずの様相を呈してまいりました。総理大臣がやめるやめない、言った言わないのどたばた劇、国民はどうでもいいよと白けるばかりであります。東日本大震災、今は非常時なのであります。日本国民が一致団結、総力を挙げて復旧復興に立ち向かわなければならぬ状況下に置かれながら、国政は相も変わらず重箱の隅のつつき合いに終始しており、何とも情けない限りであります。

さて、そのような中であって、震災の現場には多くのボランティア、警察官、消防職員、自衛隊員等がはせ参じ、搜索救助、復興復旧支援に精魂を傾けながら今も作業は継続中であります。自衛隊は、10万人体制で臨み、陸上自衛隊は数日で数万名の増員部隊を現地に投入、また海上自衛隊は多数の艦艇を周辺海域に展開させ、支援活動を行っております。むつ市からは、市職員、下北地域広域行政事務組合消防職員、海上自衛隊大湊基地

所属の全艦艇及び航空自衛隊第42警戒群からも隊員が派遣されております。大湊地方総監部では、災害発生と同時に所属艦艇とヘリコプターに対し情報収集を下令し、速やかな状況把握に努めたと聞き及びます。

今回の大震災で感じたことは、改めて自衛隊の存在の大きさであり、国民の信頼に足る組織であるという再認識であります。地域防災は常備消防、消防団等に負うところ大であります。このたびのような大規模災害に対しては、やはり動員力、機動力にまさる自衛隊の支援を受けざるを得ない局面を考えれば、今後の防災訓練では自衛隊との共同訓練等より一層緊密な連携が求められることを痛感した次第です。

このような現状認識のもと、私は市議会議員としての職責を全うするため、市政全般にわたり喫緊の課題3点につき質問させていただきます。

それでは、質問に入ります。質問の第1は、東日本大震災の検証についてであります。未曾有の東日本大震災、現在国力を結集して復旧、復興等に取り組んでいるものの、残念なことにその作業も放射性物質で汚染という障害によって、遅々として進まぬ実情のようであります。なぜこのような事態が生じたのか、原子力の安全神話は何だったのか等も踏まえながら、むつ市、下北におけるこのたびの東日本大震災を検証してみたいと考えます。

1点目は、福島第一原子力発電所の事故は人災であるとする世論の是非についてであります。まず、今回の大震災に関し、福島第一原子力発電所は想定外の規模の地震、津波に見舞われ、それが主因で水素爆発、放射能拡散につながったとする政府、電力関係者の姿勢であります。果たしてそうか。想定外と言うからには、想定値、安全の上限であります。想定値があるはずで、何を根拠にここまで大丈夫と設置したのだろうかとの疑

問にぶつかります。

今回の大震災後、堰を切ったように過去の大地震、津波等の史実検証結果が新聞紙上をにぎわしております。今から2,000年前の弥生時代にも大きな津波が襲来した形跡があるとの検証結果も発表されました。さらに、史実にあらわれているところでは、869年の貞観地震、以後も数百年の期間を置いて今回の東日本大震災規模の災害が間断なく生起し、大きな被害を出しているのであります。これらのことでも明らかのように、過去の史実、伝承をひもとけば、今回の東日本大震災に相当する地震、津波の発生は十分想定されたものであり、当然政府、電力関係者間では認識されていたことであらうでしょう。

自然現象では1度あることは2度、3度と起こるのであります。しかるに、福島第一原子力発電所はなぜあの位置に、なぜ一撃の津波に翻弄される程度の高さで認可されたのでありましょうか。原子力は安全との神話がまかり通り、すべての危険因子を想定外と退けてきたツケが今になって我々に覆いかぶさってきたとしか言いようがありません。

政府は、中部電力浜岡原子力発電所を急遽停止しました。東海大地震が予兆されるということのようではありますが、今ごろになって何を言っているのかと言いたいのであります。政府も電力関係者も、原発は安全装置を幾重にも重ねた多重の防御に守られ、絶対安全だと強調してきたのであります。ところがどうか。この大震災で多重防護のもろさが露呈したのでありますから、事ほどさように原子力の安全基準設定には大いに疑問を呈するものであります。

今回の事故を想定外の津波による事故と十把一からげで総括することは許されません。原子力に関して監督官庁である原子力安全・保安院が原発推進の立場にある経済産業省に属する矛盾は、こ

れまでも指摘されていきました。原子力の安全が、その時々政治、企業の思惑を優先し、安全がなおざりにされたとするゆえんであります。

さて、以上の事柄を総括し、今回の福島第一原子力発電所事故は人災であるとする世論も多いのですが、その是非について市長のお考えをお伺いいたします。

2点目は、今回の大地震で再認識した下北半島の避難道路の確保の重要性についてであります。下北半島において地域住民の安全安心を守り、緊急事態に対応するための避難道路の重要性は以前から強く訴えられてきたところであります。下北半島縦貫道路の早期完成、国道279号の国直轄管理、国道338号のバイパス完成等、その開通を待つこと久しいものがあります。

さて、今回の東日本大震災において痛切に感じたことは、この下北半島、災害時、完全に陸の孤島と化すことであります。津波警報の都度津軽海峡に面した国道279号は交通規制がしかれ、北通り町村とむつ市の交通が途絶してしまいます。また、万一大間原子力発電所、東通原子力発電所の原子力災害時は、速やかに20キロ、30キロメートルの避難退避が必要で、多くの地域住民の移動には避難道路の整備が不可欠であります。

このむつ市、下北半島が置かれた地域特性は、周囲を海に囲まれ、そのうえ原子力施設が集中することで自然災害、原子力災害の脅威にさらされているという明白な事実があります。今回の大地震で再認識した下北半島の避難道路確保の重要性について、市長のお考えをお伺いいたします。

3点目は、防災拠点と位置づける大平岸壁、耐震岸壁の実効性を促すための水深確保についてであります。大湊港が重要港湾から普通港湾に格付が見直されたとき、同時に特定地域振興重要港湾の指定を受け、大平岸壁を中心に下北半島での防災拠点として耐震岸壁が整備されましたことは周

知のとおりであります。これは、大地震等で被災した場合でも岸壁だけは確保し、船舶の直接接岸を可能ならしめ、被災者の救援、救護及び物資輸送等に寄与するものであります。今回の大地震で港湾機能の確保が極めて重要であるとの認識は皆さんがお持ちになったことでありましょう。

さて、岸壁は大丈夫として、支援の船舶が出入港できる水深が確保されているかどうかであります。現在の水深は7.5メートルと承知していますが、例えば原子力災害が発生したとして、大量の避難民を20キロ、30キロメートル圏外の野辺地沖、青森沖に退避させるとした場合、自衛隊艦艇に頼るしかないのであり、自衛艦の入港が可能な水深の確保が急務となります。岸壁は立派になったが船が入れないのでは意味がないのであり、防災拠点と位置づける大平岸壁の実効性を促すための水深確保について市長のお考えをお伺いいたします。

4点目は、海岸沿いの人命、財産を守る盾としての防潮堤の強度確認についてであります。今回の大地震の現場写真を見ると、防災対策上の観点から取りつけられた設備がいとも簡単に倒壊し、全くこの役目を果たしていないことに気がつきます。例えば防潮堤であります。海岸の施設を守るべき防潮堤が将棋倒しとなっているさまは、想定外の津波という以前の問題で、設備自体に強度設計上の問題があったのではと疑問が生じます。すべての防潮堤がこうだとは思いたくないのでありますが、簡易な細いアンカーボルトで固定されただけの防潮堤では今回のような巨大津波だけでなくとも容易に倒壊したることは想像にかたくありません。

今回の事故を契機に、東北電力東通原子力発電所では現在地13メートルの標高に、さらに2メートルの防潮堤を積み上げるとの説明がありました。単に防潮堤の高さを確保すればよいというこ

とではなく、強い津波に襲われても絶対に倒れず、防潮堤本来の任務を果たすことが求められます。今回の大地震を契機に、海岸沿いの人命、財産を守る盾としての防潮堤の強度確認について市長はどのようにお考えかお伺いたします。

5点目は、停電時、高台住宅地等への給水確保であります。高台住宅地への給水は、中間の貯水槽で一たん受け、そこからさらにポンプアップして給水するようになっております。今回の停電でポンプが使用できず断水した高台の住宅地が数カ所ありました。最終的に公営企業局の対応で事なきを得たようではありますが、停電の都度断水では市民生活に支障が生じます。市民生活にとっての水は欠かせないものであり、今後の災害対策上の観点からも非常発電機を設置し、停電時高台住宅地等への給水を確保する必要があると思っておりますが、このことについて市長及び公営企業管理者にお伺いたします。

6点目は、むつ市における防災体制の確認についてであります。今回の大震災後、むつ市内においても防災上の観点から何件かのふぐあい、改善事項との指摘が上がっております。例えば防災行政無線が聞き取りにくい、避難場所が適切かどうか、市内要所に海拔表示等ではありますが、市当局では既に改善、見直しに着手しているとのことでありますので、それが確実に実行されることを要望しておきます。

21世紀の災害は、忘れたころにやってくるのではなく、忘れないうちにやってくるそうであります。防災に「手抜き」と「そのうちに」はないのでありますから、今できることを速やかに実行し、市民の安全安心をお守りいただくことを祈念します。

質問の第1、東日本大震災の検証については、以上であります。

質問の第2は、温泉銭湯（公衆浴場）の開設に

ついてであります。1点目は、大湊地区に温泉銭湯（公衆浴場）を望む地域の声についてであります。昔は、むつ市内各所に銭湯があり、大湊地区にも数軒あったものが今は全軒廃業してしまいました。現在市内の公衆浴場は、そのほとんどが温泉つきのもので、地域の人々の疲れをいやし、旅人の旅情を慰めてくれます。

さて、先年まで大湊地区の住民から親しまれて大いに利用されていたグランドパーク城ヶ沢は、施設の老朽化により惜しまれながら廃業のやむなきに至った経緯があります。今大湊地区住民は、川内地区や田名部地区の温泉を利用しているものの、遠隔の地にすぎ、高齢化社会の中、日々の暮らしにおいて、いやし場として温泉銭湯（公衆浴場）の開設を望む地域の声が多数寄せられております。

さて、温泉を渴望しても大湊地区の住民が利用しやすい場所に湧出が可能かどうかということになりますと、なかなか難しい気もいたしました。しかし、ものは試しと、この道の権威として知られる学識の先生をお訪ねし、釜臥山山ろくの温泉湧出の可能性について伺ってみました。温泉に必要なものは、水と熱であるとのことであります。大湊地区では、わき水と称する伏流水が豊富で、これは川の流域に囲まれた地域の被圧地下水が吹き出るもので、このことから水の確保は容易であろうということでもあります。また、活火山として活動中の釜臥山の熱源と、100メートル掘削でほぼ二、三度C程度の地下水温度が上昇すること等を勘案すれば、それなりの泉温、温泉の温度ですが、を得ることが可能であるという力強いお言葉をちょうだいいたしました。

結論としては、地質学的見地からして、大湊地区でも高い確率で温泉の湧出が見込まれるとの所見であります。大湊地区でも温泉湧出の可能性は高いということで、夢の先に明かりが見えてきた

ような感じがいたしました。大湊地区に温泉湧出、公衆浴場を望む地域の声について、市長はどのようにお考えかお伺いいたします。

2点目は、温泉銭湯（公衆浴場）と地域振興の融合についてであります。私は、常日ごろより大湊地区の活性化には何が必要かと考え続けております。活性化とは何か。活性化とは、人が集まり、その人の集まりによってまちの経済が動き、地域が活況を呈することだと考えます。

さて、人を集めるにはどうするか。集まる要素がなければなりません。まずは、自衛隊の艦艇にどんどん入港してもらおう。昨年市長から、大湊地方総監部に艦隊集合等をお願いしていただきました。残念ながら、今回の大震災で救援活動に出払ってしまい、そのことは実現がかなわぬようであります。例年実施の陸奥湾機雷戦訓練は何とか予定どおりに実施したいとの回答を得ております。また、今春になって大型艦が2隻配属になり、さらには夏以降ももう一隻ふえる予定とのことであり、大いに期待できます。

さて、大湊地区の衰退は著しいものがあり、特に中心市街地と言える駅前周辺は閑散としております。人は集まってきたものの、やがて何もないうちだということになれば、先行き真っ暗なわけです。

先日のある新聞に、温泉銭湯（公衆浴場）で地域活性化という記事が掲載されておりました。温泉銭湯で地域を活性化させるためには地域住民の利用はもちろんであります。上陸して疲れをいやす隊員の方々、そして東北新幹線全線開業効果でむつ下北を訪れる旅の人をもてなし、旅の心をいやす個性の創出がなければなりません。下北の個性は何かと問われれば、豊かな自然、新鮮な食材、そしてゆったり温泉、お湯のゆったりですけれども、ゆったり温泉の言葉に尽きるわけです。町の中心地に温泉銭湯（公衆浴場）を開設

し、いで湯の里気分で湯に浸り、帰りは居酒屋で地元的新鲜な魚で一杯という形での集客方法も地域振興、活性化の方向づけとして検討の価値はあるように考えます。温泉銭湯（公衆浴場）と地域振興の融合について市長のお考えをお伺いいたします。

質問の第3は、元気むつ市はあいさつからについてであります。1点目は、あいさつは社会生活の基本であることの認識についてであります。東日本大震災、政治の混迷、景気低迷等、何かと暗い世情にあっても、せめて空元気でいいから明るく生きたいというのが庶民の願望であります。周りを明るくするにはどうするか。最も簡単なことでもあります。お金もかからない、気分もよくなる、周囲との和、協調にもなると考えたのがあいさつの励行であります。

私は今年、成人の皆様へ寄せたメッセージに、自分から先にあいさつしなさい、それも朝一番に、その日一日気分がいいよという意味の言葉を贈りました。社会生活の中であいさつが必要だということについては、だれも異論を挟まないところでしょうが、いざ行くとすると、なかなか思うようにならないのが実情であります。

民間会社では、朝礼で大きな声を張り上げあいさつを繰り返しています。なぜか。人に会えば、まずあいさつ、これが社会生活の基本だからで、基本ができていない者は社会人として半人前という評価につながります。あいさつは、社会生活の基本であることの認識について、教育委員会委員長のご所見をお伺いいたします。

2点目は、市職員が率先してあいさつを交わし、元気むつ市を体現することの意義についてであります。暗い世相の中、せめてむつ市民は元気であってほしいと願うものであります。

さて、地方の元気は市役所から発信というのが私の持論であります。暗い市役所の雰囲気からは、

市民に元気を求められないのであります。まず、市長を初め市職員が率先垂範、明るい雰囲気を作成しなければいけません。私の率直な感想を述べさせていただければ、まだまだ元気が足りない、覇気がない感じであります。職員の方々は、庁舎通路ですれ違っても、こちらがあいさつしないとそのまま通り過ぎる傾向が見受けられ、特に若い職員に多いような気がいたします。しかし、庁舎内で知らない人とすれ違った場合、一般的には市民が来庁したと考えるべきで、そこで市民の皆様はお客様の精神を忘れることなく、職員のほうから元気にあいさつすべきであります。あいさつされて気分が悪い人はいないのであります。市役所に行ったら、元気にあいさつされた、気分がよくなったと思われ帰っていただくのも行政の大事な務めの一つであります。そここのところの認識に欠けている嫌いが見受けられることはいささか残念でなりません。市職員が率先してあいさつを交わし、元気むつ市を体現することについて、市長のお考えをお伺いいたします。

以上、大きくは3項目につき、壇上より質問させていただきます。細部につきましては、ご答弁をお聞きしたうえで、再質問、要望等をさせていただきます。

以上で壇上よりの質問を終わります。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 浅利議員のご質問にお答えいたします。

まず、東日本大震災の検証についてのご質問の第1点目、今回の福島第一原子力発電所事故は人災であるとする世論の是非についてであります。今回の福島第一原子力発電所の事故は、東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波により非常用発電機が海水につかって故障し、全電源を喪失したことにより、原子炉や核燃料プール内の使用済み

核燃料を冷やすことができなくなり、炉心溶融による圧力容器の損傷や水素爆発によって放射性物質が大気中や海へ放出されるという我が国最大の原子力事故になったと言われております。

福島第一原子力発電所は、1号機が1971年3月に運転が開始されておりますが、当時の知見の中でさまざまな角度から検証され建設されたものであろうと考えておりますが、過去の地震や津波の検証をどこまでさかのぼればよいのかという判断などについては専門家の中でも見解が分かれるところであります。

議員ご指摘のように、想定外の津波による事故と総括することで済まされるものではないと思っておりますし、政府の事故調査検証委員会においても、社会システム等検証チームや事故原因等調査チームなど、幅広い視点からこの事故を検証していくということであり、年末までに取りまとめられる予定の中間報告において今後改善すべき事項等の概要が見えてくると思っております。

次に、ご質問の第2点目、今回の大震災で再認識した下北半島の避難道路確保の重要性についてであります。今回の東日本大震災においてもそうでしたが、住民の避難経路については災害の状況により複数の方法を考慮しておくことが大切なこととあります。市では、現在東北電力東通原子力発電所において事故が発生し、住民避難が必要となった場合の避難道路として国道279号あるいは国道338号を想定しておりますが、10キロメートル圏内が避難区域に指定された場合には、両国道とも通行が規制されることも予想され、また議員ご指摘のように、津軽海峡に面した国道279号は、地震、津波が発生した場合は通行ができなくなる可能性が高く、まさに陸の孤島となるおそれがあります。

今後大間原子力発電所の稼働も予定されておりますことから、緊急に避難を要する場合、1本の

道路だけでは避難住民が集中し、避難に支障を来すことが考えられますことから、市街地や集落内の避難道路の整備はもとより、幹線道路である国道279号及び国道338号の改良整備、下北半島縦貫道路の整備促進など下北半島全体を考慮した複数の避難道路の確保について関係機関に強く要望してまいりたいと考えております。

また、万が一北半島が孤立した場合を考慮し、海路や空路による避難経路も検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の第3点目、防災拠点と位置づける大平岸壁の実効性を促すための水深確保についてであります。議員ご承知のとおり、大湊港は平成12年の港湾法改正に伴い重要港湾から地方港湾へ移行になった際、地域の振興に重要な役割を果たすことが期待され、特定分野、機能の強化を図り、地域の活性化を図る港湾としての位置づけとなる特定地域振興重要港湾に選定され、防災拠点を主な分野とした地域振興を図るための大湊港湾振興ビジョンが策定され、それに基づき県が整備を進めております。

振興ビジョンでは、大規模地震にも対応可能で、海上からの円滑な緊急時災害支援ができ、大型のクルーズ船の接岸も可能な水深7.5メートルの岸壁の整備をうたっており、2バース260メートルのうち、東側1バース130メートルを耐震強化する工事を進め、平成21年度で終了し、西側130メートルにつきましては、平成25年度完成を目指し、岸壁の改良整備を行っております。

議員ご指摘の緊急時における避難輸送として自衛艦が入港可能となる水深確保を図るべきとのことですが、先ほども申し述べましたとおり、この岸壁はビジョンで示されている「飛鳥」や「ふじ丸」などの大型クルーズ船2万から3万総トン級の接岸が可能な水深7.5メートルの岸壁

を整備することとしております。

なお、自衛隊からの支援船舶は、数隻に限られますが接岸できるとしており、大型自衛隊船舶の水深が必要な船舶においては、岸壁から沖合500メートルに停泊させ、小型船艇、作業船、ヘリコプターを介して災害支援を行うことを明記しており、入港できない船における災害支援まで踏み込んだ記述をしている計画となっております。

過去におきましては、護衛艦2,000トン級の「ゆうぐも」や「ちくま」のほか、豪華客船「ばしふいっくびいなす」2万6,000トン級の入港実績があり、緊急物資等の海上輸送機能としては十分なし得るものと理解しております。

なお、現在整備しております水深7.5メートル以上の岸壁を確保するとなりますと、新たに岸壁そのものの改修が必要となり、多額の費用が見込まれることから難しいものと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、海岸沿いの人命、財産を守る盾としての防潮堤の強度確認についてのご質問にお答えします。今回の東日本大震災では、本県の県南地域から千葉県までの太平洋沿岸地域が津波による大きな被害を受けております。特に明治29年に発生した明治三陸大津波、昭和8年に発生した昭和三陸津波等の津波を経験した三陸海岸地域においては過去の経験から独自に防潮堤を建設し、津波に備えていたにもかかわらず、今回の津波においてはそれらの防潮堤を乗り越えて海水がまちのみ込み、ほとんどの地域で大きな被害を受けております。このことは、想定外の規模の津波が起きたということに尽きると思いますが、自然の脅威に対する構造物の限界ということも思い知らされたところであります。

政府の中央防災会議は、5月28日、東日本大震災を教訓として地震津波対策を見直すための調査会を組織し、今回の地震と津波の発生メカニズム

や被害程度を分析し、地震規模の推定や被害想定
の手法を見直したうえで津波被害の抑止、軽減策
の方向性や施設整備の考え方などを示すことにな
っております。

また、国土交通省では津波防御対策や避難対策、
土地利用の見直しなどを盛り込んだ全国の沿岸部
に適用する新しい法律を策定中とのことでありま
す。津波防御では、海岸堤防整備など、既存の対
策に加え、新たに盛り土構造の道路やかさ上げし
た宅地も津波防護施設に位置づけするなどさまざ
まな角度から検討がなされるとともに、防潮堤等
の構造物の技術的な基準についても国によって見
直しが行われるものと考えておりますので、ご理
解を賜りたいと存じます。

給水確保につきましては、公営企業管理者から
答弁いたします。

次に、温泉銭湯の開設についてのご質問にお答
えいたします。ご質問の内容は、それぞれに関連
がございますので、一括してお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、数十年前には大湊地区に
公衆浴場や温泉がございましたが、現在は残念な
がら公衆浴場あるいは温泉はなく、望む声がある
のではないかと推察されます。当地区における温
泉湧出の可能性につきましては、市では特に調査
を実施しておりませんが、下北半島には数多くの
温泉があり、大湊地区においても温泉湧出の可能
性はあると思われませんが、温泉銭湯を開業する
ためには温泉掘削に係る費用から施設の建設費用
及び土地の取得費と莫大な費用がかかること、さ
らには掘削したとしても温泉が出るかどうかなど、
課題が多くございます。

次に、温泉銭湯と地域振興の融合についてであ
りますが、何らかの形で大湊地区に温泉銭湯を誕
生させ、地域振興及び活性化の方向づけとして検
討できないかというご質問につきましては、温泉
は人々のいやしの場でありまして、いで湯の里気

分でお湯につかり、帰りは居酒屋で地元の新鮮な
魚で一杯という議員のご提案は理解できるもので
あります。特に箱物の行楽施設の少ない本市にお
いては魅力のある事業であり、市内に温泉施設を
開設できれば、観光客のみならず、地元の方々の
憩いの場として地域振興につながるものと理解し
ているところであります。しかしながら、本市に
は市の温泉施設でありますふれあい温泉川内や民
間で経営している温泉もある中で、市といたしま
しては、既存の温泉がより多くの方々から利用さ
れるよう情報発信に努めてまいりたいと考えてお
りますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、元気むつ市はあいさつからについて、ご
質問の第1点目、あいさつは社会生活の基本であ
ることの認識については、教育委員会から答弁を
いたします。

ご質問の第2点目、市職員が率先してあいさつ
を交わし、元気むつ市を体現することの意義につ
いてお答えいたします。あいさつとは、相手との
コミュニケーションをとるうえで欠かすことので
きない話し始めのきっかけをつくる大切な行為と
認識しております。一日の始めに気持ちのよいあ
いさつを受けますと、私自身も明るい一日を送る
ことができますし、相手もよい印象を与えたこと
で楽しい一日を過ごすことができるものと思いま
す。また、あいさつをしっかりとできる人は心温ま
る人間関係が自然と構築され、社会的なきずなを
得ることができるものと感じております。私自身
も市民はもちろんのこと、市職員に対してもあい
さつや声かけは率先してするよう常に心がけてお
ります。

今回浅利議員からご指摘をいただいた市職員の
対応につきましては、特に若い職員が多いという
ことですが、あいさつの重要性及びその励行につ
いては今後周知徹底させ、市民の皆様はお客様と
いう精神を忘れることなく元気なあいさつが飛び

交う明るい庁舎を目指し、取り組んでまいりますので、ご理解いただきたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 公営企業管理者。

（遠藤雪夫公営企業管理者登壇）

○公営企業管理者（遠藤雪夫） 東日本大震災の検証についての5点目、停電時、高台住宅地などへの給水確保についてのご質問にお答えいたします。

このたびの震災におきましては、公営企業局で管理しております水道施設への地震による直接の被害はなかったものの、長時間の停電による配水池の水位の低下のため高台の団地や簡易水道給水地域等で断水がありました。これらの地区には、給水車による給水を実施したところがありますが、断水が発生した箇所は非常用電源が確保されていないため、短時間の停電には対応できるものの、今回のような長時間の停電には対応できない施設となっております。

公営企業局といたしましては、非常電源装置があれば今回の断水は防げたとの思いを持っておりますので、非常電源未設置の施設については水道ビジョンによる新規の施設整備計画に合わせ、また整備計画以外の箇所についても早い時期に順次設置するなど災害対策の充実を図り、安全で安心な水道水の供給に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 浅利議員のあいさつは社会生活の基本であるとの認識についてのご質問にお答えいたします。

まず、あいさつを社会生活の基本と位置づけることについてであります。あいさつの「挨」という文字には心を開く、「拶」には近づくという意味がございます。つまりあいさつは自分の心を開くことで、相手の心を開かせ、相手の心に近づ

いていくという積極的な行為であり、社会生活を円滑にするためのすぐれた日本文化の一つでもあります。

また、小学校の学習指導要領の道徳の内容項目の中にも、気持ちのよいあいさつ、言葉遣い、動作などを心がけて、明るく接するということが明記されており、低学年からしっかりと繰り返して指導することとなっております。

議員のお考えと同様に、あいさつはコミュニケーションの第一歩であり、人間関係を深め、明るい社会生活の礎となるものであるととらえております。教育委員会といたしましては、今後とも子供たちの実態に応じた効果的な各学校の取り組みを充実させ、心と心のかけ橋であるあいさつを身につけた子供の育成に努めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富岡幸夫） 23番。

○23番（浅利竹二郎） それでは、再質問させていただきます。

1点目の福島第一原子力発電所事故は人災であるとする世論の是非についてでありますけれども、原子力施設が集中する下北半島の自治体として、今後安全基準の見直し、先ほど来るる説明があったように思いますけれども、再度お尋ねします。どのような形で求めていくのかについてお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 安全基準の見直しというふうなことでございますけれども、これはやはり国がしっかりと今回の事故、これを検証した中で、さまざま今手を打っておるところであります。例えば非常用電源の確保、原子力発電所及び再処理工場につきましては、その非常用電源の確保、それから防潮堤の高さ、そういうふうなもの、それからもし何か起きた場合の瓦れきの撤去の、押す

ブルドーザーというのですか、そういうふうなもの、本当にさまざまな今回の事故を検証した中で対応をしっかりしているものと、このように私は認識しております。ただ、まだまだ本当にそれで十分なのかというふうなこと、この部分についてはしっかりと原子力安全・保安院また国というふうな形の中で、各事業者が指導を受け、それにしっかりと沿った形の中で安全第一義で進めていただきたいと、このように思っております。

○議長（富岡幸夫） 23番。

○23番（浅利竹二郎） それで、いろいろ安全対策はこれから検討されるということでありましょうけれども、原子力発電所を設置する段階で何回か問題になっておりましたけれども、東通原子力発電所と大間原子力発電所、直近の活断層について問題になったことがあります。これについては、再度調査の要はないのかどうか、どうお考えでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 東通原子力発電所と大間原子力発電所付近の活断層、これについての再調査の必要はないかということですが、国内には約2,000以上の活断層があると、このように言われております。そして、どこで、いつ地震が起きても不思議ではないと、このように言われているところであります。

この活断層の調査は、国の審査指針に基づいて行われておりまして、東通原子力発電所、大間原子力発電所とも評価はなされておりましたが、今回の地震を踏まえまして、新たな国の方針が出された場合には、事業者がそれぞれ対応していくものと、このように考えております。

○議長（富岡幸夫） 23番。

○23番（浅利竹二郎） わかりました。むつ下北住民が安心して暮らせるように、これからもいろいろ

ろな安全の面で厳重な調査等をよろしくお願いいたします。

次は、2点目の下北半島の避難道路確保の重要性について再質問いたします。今回の事故によって地域住民の緊急避難体制の確保が急務ということは皆さん認識されたことと思います。それで、地震、津波の都度交通規制がしかれる国道279号について、いろいろ先ほど来ありましたけれども、具体的に避難道路というコースを検討しているのかどうか、そのことについてお尋ねします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） コースにつきましては、国道279号、この部分については地震、津波、その都度交通規制がしかれるわけでございます。そして、例えばそういうふうな状態が起きたときに避難ルートを検討しているのかと、こうなりますと、国道279号は通行不可能ということになりますので、北通り町村の避難ルート、これとしては国道338号の海峡ラインとか、県道川内佐井線、薬研佐井線、あるいは易国間林道、こういうふうなものが考えられますが、冬の間は通行が制限されております。その部分で一部の道路しか使用できないというふうなことから、通年利用が可能な避難道路、この整備は急がなければいけないし、これらについては具体的な避難ルートの検討を進めながら、これまでに増して国・県に要望はしっかりと伝えていきたいと、このように思っております。

○議長（富岡幸夫） 23番。

○23番（浅利竹二郎） それでは、下北半島に住んでいる我々は、国策に協力してきたという思いがありますので、地域住民にとって避難道路の要求は生存権の行使として当然の権利と考えますけれども、そのお考えはどうでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） そのとおりでありますので、強くこの部分においてはそういうふうな原子力施

設と共存しているわけですので、しっかりと関係機関に伝えていきたいと、このように思います。

また、下北半島縦貫道路、この部分につきましては、これは6月に発行されました、皆様議員各位もごらんになっていると思いますけれども、ホームページ等でも掲載されております「下北縦貫だより」というふうなもので、P Iプロジェクト、パブリック・インボルブメントのプロジェクトの中で新たな6月の第5号として、評価の見直しというふうなことで、「東日本大震災により、防災の意識が強まる中、高速道路の果たした重要な役割を再認識し、「防災」の観点から評価項目を見直しました」というふうなことで、新たに評価項目、これまでは「社会・地域経済」という中に防災というふうなものが入ってございましたけれども、新たなくくりとして「防災」というふうな分野の中で、①に地震・津波への対応、②に原子力災害への対応、③に風水害等への対応というふうな形で4つのルートが今検討されているわけです、そのパブリック・インボルブメントの中で。この部分で防災の分野、この部分について考えていかなければいけないというふうなのが今示されておるわけですので、しっかりとこの部分でも声を上げていくというふうな思いでございます。

○議長（富岡幸夫） 23番。

○23番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

それで、避難道路の確保と同時に、住民にとってはどこまで逃げれば安全なのかということが心配なわけです。それで、E P Zという言葉がありますけれども、重点的な避難区域とかということらしいのですが、これいろいろ国が見直し等を行っているようでもありますけれども、それが新しい指針と指導が出された場合、市民に対して、今現在東通原子力発電所とか大間原子力発電所から何キロ圏内に住んでいるのかというようなことを同

心円的に、そういうのを市民がわかるようにこれから表示等をされることを要望しておきます。

次は、防災拠点と位置づける大平岸壁の実効性を促すための水深をどうするかということについてなのですけれども、災害の危機に対して大量の避難民を緊急輸送する、避難させるためにやっぱり船しかないです、自衛隊艦艇に頼るしかないという認識でおります。その場合、先ほどから説明はありましたけれども、今現在大湊に所属している艦艇がどのくらいの水深なら入れるのかと、また何人乗れるのかと。船も乗ればいいというものではなく、乗り過ぎるとひっくり返るわけですから、そこら辺を準備段階として把握しておく必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 具体的な数字、在籍艦艇の把握、これは行っておりますし、また海上自衛隊大湊地方隊からも協力をいただいております。余り具体的にお話をするというふうなことは、当然この場では省かせていただく事情もございます。しかしながら、その艦艇は11隻というふうな、大湊、余市、函館、この艦艇は11隻と、そして7隻が大湊地方隊の大湊母港に配備されておるというふうなことでございます。

その中で基本的には2,000トン級、これについては乗船可能な人数は約400人、1,000トン級においては200人と、このように聞き及んでおるところであります。これらも今後さまざまな形で自衛隊のほうとも連携を深める中で、また先般開催いたしました原子力発電所にかかる関係市町村連絡会議の今事務レベルでの協議がきのうから始まったばかりでございます。これらでしっかりと把握をし、そしてある時期にはお示しをする場面が出てくるものと、このように思っております。

○議長（富岡幸夫） 23番。

○23番（浅利竹二郎） 先ほど1回目のご答弁で、

避難の場合、船で避難する大きな船の場合は、沖合の船にピストン輸送するというように計画されているということなのですから、非常事態の場合、ピストン輸送すると、その間の小さい小型船艇みたいな、漁船みたいな、そういうものが緊急に手配できるのかどうかという問題があります。

それと、大量の避難民を5人、10人、20人、行ったり来たりするタイムラグというか、そういう問題もあるわけですので、直接岸壁につけるといことが一番大量避難の場合の要点ではないかと思しますので、大きい自衛隊の船でも7.5メートル以上水深を必要とする船が多々ありますので、そこら辺を検討して水深をさらに下北住民の安全安心のために水深を確保するということについてご努力いただきたいと、そういうふうに要望しておきます。

次は、防潮堤の件でございますけれども、ちょっと私今回の質問の要点は、防潮堤については現場の写真を見て、防潮堤そのものが倒れているのです。別に波が乗り越えたというのではなくて倒れていると、それについての強度というか、そこら辺はどうかということをお尋ねしたつもりでありますけれども、どうも強度設計に不足、不備があるのではないかというふうに思います。防災設備を設置する場合、自然災害に対する強度の基準、例えば波の高さだとか風速だとか、津波の打撃力とか、そういうことは当然基準があると思うのですけれども、そこら辺はご認識はどうなのでしょう。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） まず、基本的には設計の段階で聞き及んでいるところでは、30年に1度の波に耐えられるのか、そして50年に1度の波に耐えられるのかと、こういうふうなものの設計をするのだそうでございます。つまり昨今の災害は本当

に五十年災とかというふうなものを超えてしまって百年災、100年に1回の災害、そしてまた今回の地震、津波というふうなのは869年の貞観地震というふうなものや、そしてまた記録をずっとたどっていきますと、2,000年前ですから縄文でしょうか、縄文の晩期になるのでしょうか、そういうふうな形の何か記録も残っていると。そういうふうな記録といえますか、地層に残って痕跡があるというふうなこと、そういうふうなことでありますので、その防潮堤をつくるに当たっての細部にわたっての答弁は担当よりいたしますけれども、そういうふうな基準で設計をしてきたというふうなことは伺っております。

○議長（富岡幸夫） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） ただいま市長が全部答えてしまいましたけれども、本市におきましては防潮堤は整備されておりませんので、防潮堤の強度についてお答えすることはできませんけれども、一般的には防災設備として高潮に対しての護岸等を整備する際の基準は30年に1度の波の大きさに対して耐え得る基準で設計されているということでございます。しかしながら、今回の大地震で多くの防災施設が被災しましたことから、今後国において設計基準の見直しが行なわれるものと考えております。

いずれにいたしましても、防災上、まず対応しなければならぬことは津波から市民の命を守ることでございますことから、避難体制の確立強化に努めてまいり所存でございますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 23番。

○23番（浅利竹二郎） 次は、停電時、高台住宅地への給水確保についてでありますけれども、先ほど公営企業管理者から前向きな回答をいただきましてありがとうございます。それで、聞き及びますと、今震災関連でそういうたぐいの装備品が全

く不足して早急には手に入らないということのようでありまして、可能な限り可及的速やかに入手方努力していただきまして、対策を講じていただきたいと思います。これは、要望しておきます。

次は、質問第2項の温泉銭湯の開設についてでありますけれども、温泉銭湯の開設は、地域の活性化の、私としてはグッドアイデアというか、一番いいのではないかと考える範囲ではいいアイデアだと思って要望させていただきました。それで、これをやるとお湯が出た、温泉が、それに付随した建物が出る、函館の湯の川とか、そういうふうなことを構想しているわけですが、市民に希望を与える市長の一言を期待して、開設について再度伺いたいと思いますけれども。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 非常に多額の、要するに公共でやるというふうな部分については、私はちょっとクエスチョンマークがつくわけでございます。多額の広大な敷地、そして温泉が当たるかどうか、浅利議員は必ず当たるだろうというふうな、その推測をなさっておりますけれども、果たしてそうなのかどうか。多分当たるとは思いますけれども、条件が2つ、水が出ているということと地熱があるというふうなことで、温泉に当たると、掘削は成功するだろうとは思いますが、そういうふうな部分においてはなかなか厳しいさまざまなこと、そしてまた現在むつ市でも公共的な部分においてはふれあい温泉川内もございまして。そしてまた、市内には温泉施設もあるわけでございますので、そういうふうなところの民間を圧迫するというふうな部分もありますので、現在のところ、今ある温泉をいかに多くの方々にPRをし、そして多くの方々にご利用いただくように来ていただくかというふうな対策をとるのがまず第一歩ではないかなと、このように思うところであります。

夢は夢として浅利議員もお持ちでしょうから、私もそういうふうなのは夢は夢として持つていいのではないかなと、こういうふうな思いはいたしております。

○議長（富岡幸夫） 23番。

○23番（浅利竹二郎） 昔は夢であったものが、今は月に人がどんどん行って、今度は別荘でもつくろうかという、そういう時代でありますので、今は夢でも、そのうち市財政が好転した暁には、何とか再度検討いただくように市長に重ねて要望させていただきます。

次は、元気むつ市はあいさつからでございますが、昨今職場の環境が、別に市役所だけではなくて、がらっと変わっているのです。なぜかといいますと、OA機器化というか、パソコンがどんどん入って、仕事の相手先がパソコンの画面なのです。隣とも話さない、いろんなお客さんが来ても、声をかけられないと来ているかどうかわからないというのが今の職場環境なのですけれども、そこである自治体で1日1時間パソコンから手を離すと、そしてお互いに隣の人とのコミュニケーションを図ったり、接客の場合はお客等と、顔をまず前に向けてというようなことを励行した自治体があるのです、現実にあるのですけれども、そのことについて市長はどうお思いでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 私もパソコンをいじっておりますと、もうほとんどパソコンの画面から目を離さないで、だれが来ているのかというふうなこともちょっと知り得ないときもあります。そういう意味では、非常にパソコンのこの効率のよさ、仕事のはかどる部分、こういうふうなことは感じるわけですが、元気むつ市はあいさつから始まるというふうなご指摘、浅利議員の、特に若い人が云々というふうなお話もございましたので、先般これを庁内でヒアリングをしている際に、

もっともっと元気よくあいさつをしようというふうな思いを伝えたところであります。むつ市役所が変わればむつ市が変わると、むつ市が元気になれば下北が元気になる、元気になるれば、青森県が元気になっていくというふうなのが4年前の私のお話でございましたので、それをまた引き続き頑張っていきたいと、このように思います。ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（富岡幸夫） 23番。

○23番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

元気むつ市はあいさつからということ、これからも市長率先垂範、そしてそれがむつ市民に広がっていくように期待しておきます。明るい庁舎の実現、そして明るいむつ市の実現に向けて大いに期待するところであります。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（富岡幸夫） これで、浅利竹二郎議員の質問を終わります。

午後2時15分まで暫時休憩いたします。

午後 2時00分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎岡崎健吾議員

○議長（富岡幸夫） 次は、岡崎健吾議員の登壇を求めます。12番岡崎健吾議員。

（12番 岡崎健吾議員登壇）

○12番（岡崎健吾） 川内地区選出、政友会の岡崎健吾です。去る3月11日に発生した東日本大震災は、三陸沖を震源に国内観測史上最大のマグニチュード9.0の大地震であり、宮城県北部では震度7を記録し、同時に出された大津波警報は現実の

ものとなり、東北から関東にかけての太平洋沿岸の地域では死者、行方不明者が2万数千名にも及ぶ未曾有の被害をもたらしました。亡くなられた多くの方々のご冥福と早期の復旧、そして福島第一原子力発電所事故の一日も早い収束を祈るものであります。

それでは、むつ市議会第208回定例会に当たり、通告に従い一般質問を行います。

初めに、防災について、災害時応援協定について質問いたします。大規模災害発生時には、ライフラインや情報通信網の途絶、パニックの発生、庁舎や公共施設の損壊、職員の負傷などにより被災自治体の災害対応能力は著しく低下します。このため、被災自治体単独では多岐の分野にわたり、かつ膨大な量の応急、復旧活動を満足に遂行できないという事態が生じることがあります。このような事態に対処する手段の一つとして、物資の供給、医療援護活動、緊急輸送活動等の各種応援復旧活動について被災自治体をサポートする旨の協定が自治体と民間事業者や関係機関との間で締結されております。民間事業者は自治体にはない専門的な技術や知識、資機材などを有していることから、さまざまな分野の民間事業者と協定を締結することで、広域的確な応急復旧活動が期待されているところであります。

このたびの大震災において、むつ市が現在協定を締結している事業者等と協定が有効に機能されたのかどうかお伺いいたします。

教育についての質問の1点目、NIE「教育に新聞を」についてお伺いいたします。NIEとはニューズペーパー・イン・エデュケーションの略称で、新聞を教材として学校教育に役立てる方法のことであり、日本語では教育に新聞をと訳されております。新聞を教材として使用することにより、児童・生徒の社会への関心を高め、文字や文章を勉強しながら考える力や物事を判断する力、

そして新しい知識を身につけることを目的としております。また、それによって学校教育の活性化を手助けし、新聞に対する理解を深めることもねらいの一つであります。

NIEは、1930年代にアメリカで始まり、世界新聞協会によると、2006年時点では64カ国で実施されており、日本では学校の新聞購読料を補助するNIE実践校制度が1989年にスタートし、2010年度の全国での実践校は533校となっております。今年度から実施された新学習指導要領では、小学校5、6年の国語で編集の仕方や記事の書き方に注意して新聞を読む、小学校3、4年では、疑問に思ったことを調べて報告する文章を書いたり学級新聞などに表したりするなどの活動を列挙しております。また、中学校3年の国語では、論説や報道などに盛り込まれた情報を正確に読むことなどを求めています。

文部科学省がまとめた学習指導要領の解説では、社会や理科などの各教科で情報収集の手段や表現方法の例として新聞が取り上げられておりますが、新聞を教育活動に活用する意義と効果について、教育委員会としてどのように考えているのか、またむつ市の実情についてお伺いいたします。

教育についての質問の2点目、Q-Uテストについてお伺いいたします。いじめ、不登校、子供の自殺といった課題が深刻化する中、児童・生徒へのアンケート調査を通して、各学級の状態を数値化して把握するQ-Uテストが最近多くの教育機関で広く活用されております。その活用されている理由として、不登校に至る可能性の高い児童・生徒、いじめ被害を受けている可能性の高い児童・生徒を早期に発見できる、また同時に学級集団の状態を分析することができ、学級崩壊に至る可能性が診断できる唯一の尺度だと言われているからであります。

教育委員会においては、現在このQ-Uテスト

を実施しているのか、仮に実施しているのであれば、現在むつ市の教育現場はどのような状況にあるのかお伺いいたします。

教育についての質問の3点目、コミュニティスクールについてお伺いいたします。コミュニティスクール、地域運営学校は、平成16年6月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により導入されたものであります。コミュニティスクールは、保護者や地域の皆さんの声が学校運営に直接反映され、保護者、地域、学校、教育委員会が一体となってよりよい学校をつくり上げていくことを目指すという地域に開かれ、地域に支えられる学校づくりの仕組みであります。昨年4月1日時点の指定校は31都府県で629校あり、その内訳は小学校428校、中学校157校、幼稚園36園、特別支援学校5校、高校3校となっております。残念ながら青森県ではまだ指定校はないという状況にあります。

文部科学省では、現在保護者や地域住民が公立小・中・高校などの運営に直接参加するコミュニティスクールの指定を2011年度以降の3年間で現在の約5倍の3,000校にふやすことを目標に具体策の検討を進めております。この制度の仕組みは、学校や地域の実情も十分に踏まえ、各教育委員会が教育委員会規則で定めるところにより、所管する学校をコミュニティスクールに指定した場合に当該学校で学校運営協議会を設置することができるということですが、この制度について教育委員会ではどのようなお考えがあるのかお伺いいたします。

教育についての質問の4点目、防災教育についてお伺いいたします。教育委員会及び各学校においては、災害時に児童・生徒の安全を確保するため、学校施設の耐震性強化等のハード面での方策とともに、災害発生時における教職員の役割分担をあらかじめ定めるなど、各学校ごとに対応体制

の整備が図られております。また、教職員や児童・生徒の防災に関する意識を高めるなどして、いざというときに適切な対応がなされるための準備を日ごろから整えておくことが必要であるということは言うまでもありません。

このたびの東日本大震災では、日ごろから津波を想定した教育、訓練を受けていた子供たちが難を逃れることができました。これにより、今防災教育の期待が非常に高まっております。

防災教育を効果的に進めるためには、学校が家庭や地域社会と密接な連携、協力体制を整え、地域社会の主体的取り組みを支援していくことが大切であるとも言われております。防災の専門家は、知識を与えるのではなく、姿勢を与える教育をと指摘し、災害の状況下では最善の避難行動を主体的に判断する子供を育てることが重要だと強調しておりますが、教育委員会においては防災教育についてどのような取り組みがなされているのかお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 岡崎議員のむつ市の防災についてのご質問にお答えいたします。

災害時応援協定について、市が締結している協定が有効に機能したのかとのお質問であります。災害が発生した場合には、食料、燃料、生活用品など、市民生活に欠かせない物資が思うように手に入らない状況が想定されるとともに、被害復旧などについても迅速さが求められますが、このような状況での市の対応には限界があることから、事前に民間事業者等と災害時における応援協定を結んでおり、電力設備の復旧や燃料等の優先供給、物資、飲料水、医薬品等の供給について協力をお願いしているところであります。

今回の東日本大震災では、地震や津波による被

災地域が広範囲にわたったのに加え、大規模な停電や鉄道、道路などが麻痺するとともに、東北地方の物流拠点である仙台市などの被害も甚大であったことから、物流が滞り、むつ市を初め郡内、県内にも物資が思うように入らず、市民生活に支障を来したものであります。

このような事情から、地震直後においては食料等に係る応援協定を締結している事業所からの供給は厳しいものがありましたが、地域の方々の炊き出しや海上自衛隊からの食料支援などにより急場をしのいだところであり、関係者の皆様に感謝申し上げるものであります。

食料、飲料水などに係る応援協定では、緊急に調達する必要がある場合に市から必要数を要請し、要請を受けた側は保有または調達可能な品物の提供について速やかに対応する、また要請に応じがたいときには対応可能な数量等を申し出るところであり、こちら側のお願いに対して、可能な範囲で対応するというのが基本的な考えであります。今回の場合の食料については、対応がかなわなかったものと理解しております。

一方、東北電力株式会社むつ営業所と締結している応援協定では、災害情報の相互提供や災害対策本部への社員の派遣、電力設備の復旧などについて定められておりますが、3月11日及び4月7日の停電時には社員の方が災害対策本部に来て停電の状況や今後の見込み等についての情報提供、電源車の使用などについて配慮をいただいております。

また、消防車両など緊急車両への燃料等の優先供給についても協定締結事業所から応援をいただいております。応援協定は十分とは言わないまでも、機能していたものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次のむつ市の教育につきましては、教育委員会よりお答えいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 岡崎議員のむつ市の教育についてのご質問の第1点目、N I E「教育に新聞を」についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、新しい学習指導要領では小・中学校における指導すべき内容として、新聞の活用が明確に位置づけられ、多くの教科に盛り込まれております。その教育効果としては、子供たちの読解力の向上はもちろんのこと、リアリティーのある教材として新聞を活用することによって、子供たちの学習意欲が高められるということ、調べたことを新聞にまとめ、新聞の内容そのものを要約したり説明したり批評したりすることによって、思考力、判断力、表現力が育成されるということ、さらにはこのような学習を通して情報化社会で生き抜くためのメディアや情報を適切に活用する能力が育成されるということが期待されております。

また、子供たちの学力と新聞を読む習慣との相関関係も注目されており、むつ市で毎年独自に実施している学力調査におきましても、成績の上位層と下位層を比較いたしますと、上位層ほど本や新聞を読む割合が高く、テレビのニュースや新聞などを通じて、社会の出来事に関心を持っているという結果が出ております。

このようなことから、教育委員会といたしましては、学校教育における新聞の活用はこれからの知識基盤社会の中で生き抜く子供たちに必要とされる学力を身につけさせる有効な手だての一つであると考えております。

次に、小・中学校の学習における新聞活用の状況についてであります。現在市内におきまして、N I E実践指定校として日本新聞協会が推進しているN I E授業に直接かかわって活動している学校はございません。しかしながら、議員ご指摘の

学習指導要領の指導内容に基づく授業実践の中で新聞活用ということであれば、市内すべての小・中学校において、これまでさまざまな取り組みがなされてまいりました。

昨年度までの実践例を挙げてみますと、国語科の学習では、新聞を活用して身近な地域のニュースを集め、互いに読み合い、考えたことをまとめるという活動を通して、子供たちが現実の社会に目を向けて地域から日本、そして世界の出来事へと視野を広げていくことができたという事例もございます。また、社会科の学習では、日本の国土や政治、環境問題にかかわるタイムリーな話題を新聞から集め、教科書にある学習課題を自分たちの生活に直接かかわる身近な問題としてとらえさせることにより、子供たちの学習意欲を高めることができたという事例などもございます。

教育委員会といたしましては、今後このようなすぐれた教育実践が国語科や社会科以外の授業においても積極的に展開されていくことを強く望んでおります。つきましては、議員よりご指摘いただいた学校教育の中に新聞を活用することの意義と効果について、このたびの学習指導要領改訂を機に、いま一度市内全教員で確認し合い、未来を担う子供たちの教育の充実に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

次に、Q-Uテストについてのご質問にお答えいたします。まず、Q-UテストのQ-Uとは、クエスチョナリ・ユーティリティーズの略で、日本語では学級診断尺度調査となっております。実際には、楽しい学校生活を送るためのアンケートQ-Uは、学校生活意欲尺度と学級満足度尺度の2つの診断から構成され、全国各小・中学校で広く実施されております。

小・中学校におけるQ-Uテストのねらいは、不登校やいじめ、学級崩壊等の早期発見、未然防

止と学級の間人間関係における悪い兆候のあらわれなど、初期段階で実態把握し、よりよい人間関係づくりに役立て、一人一人の児童・生徒にとって楽しく活気のある学校生活を送らせるためのものであります。

児童・生徒の生きる力と豊かな人間性の育成は、むつ市の学校教育の指導の方針でもあり、不登校児童・生徒数の減少、生徒指導上の課題解決は焦眉の課題でもあります。そのため、これらの課題を解決し、一人一人の子供が楽しく充実した学校生活を送れるようにするために平成20年度から生徒指導検査事業として楽しい学校生活を送るためのアンケートQ-Uを実施し、ことして4年目になります。今年度も市内小学校5年生から中学校3年生までの3,091人を対象に、5月30日から6月3日の期間において実施いたしました。各小・中学校では、検査の結果をもとに個別の教育相談を実施し、悩みや不安の解消、人間関係づくりに役立てております。また、分析報告書「心のふれあいを求めて」を作成し、市内小・中学校に配布して、校内で教職員の生徒指導研修で活用し、教職員の資質向上に役立てております。

さらに、学校においては保護者、生徒との三者面談等を活用して子供の特性や長所を知らせ、自信や意欲を持たせ、保護者に好意的に受けとめられていると報告を受けております。

各学校においては、Q-Uテストを実施、活用するとともに、多くの先生方の観察や声がけなどから得られる情報を出し合うことで、一人一人の児童・生徒や学級集団をより深く共通理解し、指導の連携に努めているところであります。また、社会の価値観の変化や地域や家庭生活の変化など、近年の子供たちの変化の背景を考えると、先生方の共通認識のもと、連携をして意図的に児童・生徒の実態に合った指導、援助を工夫していくことは非常に大切なことであります。学校現場で

は、Q-Uも活用して悩みや不安を抱え、孤立しがちな児童・生徒、人間関係でつまづいている児童・生徒等の把握に努め、全教職員で子供を見守り支援するという共通認識を持って教育実践に当たっております。

Q-Uの分析結果を先生方が共有することは、児童・生徒への一人一人の指導や学級全体の良好な環境づくりに有効な手だてであると考えております。教育委員会といたしましては、今後も生徒指導検査Q-Uを積極的に活用し、一人一人の児童・生徒が生き生きと楽しい学校生活を送れるようにしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、コミュニティスクール、地域運営学校についてのご質問にお答えいたします。コミュニティスクールは、議員ご指摘のとおり、平成16年3月の中央教育審議会答申、今後の学校の管理運営のあり方についての中で新しいタイプの学校として提言され、この答申を受けて地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、学校運営協議会制度が定められました。コミュニティスクールの目的は、保護者や地域住民の声を学校運営に直接反映させ、保護者、地域、学校、教育委員会が一体となって学校運営をよりよく充実させることにあります。

コミュニティスクールの設置や運用については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定により、学校の設置者である地方公共団体の教育委員会が県教育委員会との協議を経て学校を指定することに始まり、これを受けて教育委員会規則によって運営に関する協議機関としての学校運営協議会を新たに規定することで地域運営学校が形づくられることとなります。この学校運営協議会の委員は、地域住民、保護者、その他教育委員会が必要と認めるものによって構成され、教育委員会の責任のもとで人選及び任命が

行われることとなります。

また、学校運営協議会は学校運営に関する合議制の意思決定機関としての位置づけであり、学校経営方針や教育課程等の教育活動計画の承認、学校の組織編成、施設管理等に意見を述べたり、教職員人事についても直接任命権者に意見を申し出ることにより学校運営に保護者や地域住民の意向を十分に反映させることとなります。

コミュニティスクールを導入することにより、保護者や地域住民によるさまざまな学校支援が促進され、教育活動が充実する、学校支援を通じて保護者や地域住民の参画意識が高まる、地域や家庭での教育力が向上する、また開かれた学校づくり、信頼される学校づくりが促進されるなどが期待されます。

しかし、実際に導入した学校の評価を見ますと、学校が地域へ情報提供をするようになった、特色ある学校づくりが進んだなどの好評価がある一方で、教員人事や生徒指導上の課題などについては改善がなされたとする評価は得られていない状況にあります。

文部科学省では、コミュニティスクールの推進に力を入れ、新しいタイプの学校として拡大に努めているところでありますが、議員ご指摘のように、青森県の小・中学校ではコミュニティスクールの指定は一枚もないのが実情であります。

青森県下において、指定校がない理由としましては、都市部と異なり、PTA、保護者、地域が学校と一体となり学校教育活動を理解し、支援、連携体制が十分に整備されていることや、学校評価、外部評価等が実施されて評価結果が公開され、学校の教育活動が改善されていること、また学校評議員制度を活用し、積極的に開かれた学校づくりに努め、充実した教育活動が推進されていることによるものと考えているところであります。青森県は、他県よりもこのように学校、保護者、地

域が一体となり子供たちの教育活動の推進に努めていることから、これまでコミュニティスクールの指定がなされてこなかったものにとらえているところでもあります。

教育委員会といたしましては、今年度から小中一貫教育の完全実施を進め、生きる力と夢はぐくむ学校教育の推進に努めているところでありますが、今後さらなる開かれた学校づくりのためにコミュニティスクールの趣旨や設置についても十分に検討してまいりたいと考えておりますので、議員のご理解を賜りたいと存じます。

次に、防災教育に関するご質問にお答えいたします。まず初めに、6月13日付、文部科学省の発表では、このたびの東日本大震災で死亡した国公私立の小中高校生は453人となっており、これに行方不明者を合わせますと500人を超える人数となり、改めて自然災害の恐ろしさを痛感するとともに、日ごろからの災害への備えや防災教育の重要性を強く認識させられたところであります。

議員ご指摘のとおり、学校における防災教育を推進するに当たっては、児童・生徒が災害発生時に的確な判断のもと、自らの安全を確保するための行動がとれるようにするとともに、災害や防災についての知識を身につけることができるよう家庭や地域社会と連携しながら学校の教育活動全体を通して指導することが必要であると考えております。

むつ市内各小・中学校における昨年度の防災教育の状況につきましては、小・中学校全23校が自他の生命の尊重を基盤として自ら安全に行動でき、周囲の人々や社会の安全に貢献できる資質や能力をはぐくむことを目的として、学校安全計画を策定し、生活安全、交通安全、防災の3つの領域ごとに安全対策を進めております。議員ご質問の防災につきましては、全小・中学校で地震や火災等の災害を想定した避難訓練を1年間に2回か

ら最大4回計画的に実施し、児童・生徒の発達段階に応じて過去の自然災害の特性や発生の状況、地域の状況を踏まえ、防災に関する基礎的、基本的事項についての理解が得られるよう指導しております。

さらに、昨年度は小学校では4校、中学校では6校が消防署員を講師に招いて適切かつ安全な避難行動のあり方の指導や消火訓練を行うなど、災害時の実践的な対応についても訓練を行っております。

また、今回の東日本大震災の教訓を生かし、4月20日に太平洋沿岸部に位置する大畑小学校では、地震、津波が発生した際の避難方法、避難経路、避難場所を確認するとともに、津波等の二次被害に備え、学校西側の海拔14メートルの高台に避難するという訓練を実施しております。

教育委員会といたしましても、津波への備えを万全なものとするため、太平洋、陸奥湾沿岸部に隣接する学校を中心として津波を想定した避難の方法、経路等を確認するための訓練を実施するよう指導していきたいと考えております。

なお、教育委員会では、現在災害時の市の対応のあり方を定めたむつ市地域防災計画をもとに、このたびの東日本大震災等、これまでの学校の被災状況及び対応状況を踏まえたむつ市教育委員会災害対応マニュアルの作成に着手いたしました。このマニュアルは、災害発生時に学校及び教育委員会がとるべき対応について定めるものであり、今後学校と教育委員会が一体となって迅速かつ適切に対処できるよう作成を急いでいるところであります。

また、平成19年度に作成し、全小・中学校に配布して活用いただいている非常時の学校の対応のあり方を示した学校危機管理マニュアル及びむつ市作成の防災ハザードマップとあわせ、地域の状況に応じた防災と児童・生徒への指導の充実を図

ってまいりたいと考えております。

学校は、子供たちの生命と安全を確保することが最大の責務であり、常に防災について意を尽くして取り組んでいかなければと認識しております。今後各学校の実情に応じた適切な防災教育が実施され、児童・生徒の災害時の自主的、実践的な対応力を高めることができるよう教育委員会としても指導していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（岡崎健吾） 応援協定について再質問いたします。

青森市では災害時の食料供給のため、スーパーなど4社と協定を締結していたということですが、今回の東日本大震災時に、その物資の提供に応じたのは1社だけだったという報道がありました。協定自体に拘束力がなく、具体的な提供品目や数量が協定書に記載されていなかったためだとも言われておりますが、想定を超えた大災害の中で協定の限界を示したものではないかと思うのでありますが、あらかじめ応援の中身や、その要請方法等きめ細かく事前に打ち合わせすることが必要ではないかと思いますが、この点についてお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 議員ご指摘のように、この協定には拘束力がありません。また、災害専用ということでは、食料、水、日用品、この確保を事業者に要請するというをしても、現在の商店経営というふうなことを見ますと、できるだけ在庫を少なく、そして回転率よくというふうなものが、現在その経営を維持するためには求められているわけでございます。そういうふうな交通網も発達しておりますし、そしてまたかい倉庫を今持たないで、できるだけ在庫を少なく回転をよく、ただちにすぐ対応できるというふうなのが平常時

であります。

ただ、今回のような想定もできないようなああいうふうな形の大震災の中では、非常にその部分では厳しいものがあったと思います。そしてまた、震災が落ちついてから数日たってからは、非常にその部分ではさまざまな融通をしていただいたことは事実でございますけれども、発災後ただちというふうな部分、この部分においては、なかなか災害協定の部分が効果を出し得なかったというのが事実でございます。ただ、その協定を結んでいないところ、一部のお店でございますけれども、そこのほうからは協定を結んでおらないにもかかわらず依頼をしたところ、パンとかおにぎり、お茶というふうなものの供給を受けたというふうなことでございます。その意味からして、今後は、食料に関しては事業所だけには頼らないで、自らがしっかりとこれ備蓄をするというふうなことで予算の専決もさせていただきます。また、この補正予算の中でも対応させていただきますけれども、自らがしっかりと備えておくと。午前中の冒頭でも呼びかけをさせていただきました。各家庭、各個人でまず水、食料、そして電池、ラジオと、そういうふうなものを呼びかけをさせていただきました。それを行政のほうでも自らしっかりと蓄えておくというふうな体制、これも必要であるというふうなことを今回この教訓として取り組まなければいけないというふうな思いで取り組んでいきたいと、このように思っておりますので、ご理解賜りたいと、このように思います。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（岡崎健吾） 川内、脇野沢、そして大畑、各分庁舎は独自にその地域の事業者と協定を結んでいるのかどうか。結んでいるのであれば、本庁と同じような内容で締結しなければならないと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） まず、その部分については、詳細につきましては担当からお答えいたしますけれども、今後に向けてこの取り組み方というふうなのは、備蓄倉庫を準備をいたしました。その部分において、非常食は4,500食、水も4,500本とさまざまな形で、まず初動の部分においては、自らが蓄えているものを出していこうというふうな体制をとるべく今準備を進めております。予算も通させていただきますと、そういうふうな対応になってくるものです。現在のその協定の締結の様子につきましては、担当からお答えいたします。

○議長（富岡幸夫） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 分庁舎が独自に締結しているかというようなことでございますけれども、分庁舎のほうでは結んではおりません。

○議長（富岡幸夫） 総務政策部防災調整監。

○総務政策部防災調整監（岩崎金蔵） ただいまの答弁に補足いたします。

市のほうで今現在26協定を結んでおりますけれども、これは市内全域をカバーする協定でございます。したがって各分庁舎では協定締結の必要がないということでこういうふうになっております。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（岡崎健吾） それでは、N I Eについてちょっと再質問させていただきます。

先ほど教育長の答弁の中に市内の学校でもいろいろ実践し、子供たちの学習意欲も非常に高まっているということでありました。ことし3月に県のN I E推進協議会が2011年度の新規実践校を募集いたしました。むつ市内の学校でこれに応募した学校があったのかどうか。それから、またN I Eの全国大会がことし7月に青森市で開催されますが、むつ市の児童・生徒のためにもぜひ教職員が多く参加されるよう配慮していただきたいと思っておりますが、これについてお伺いします。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（遠島 進） 岡崎議員の再質問にお答えいたします。

市内の小・中学校におきましては、県のNIE推進協議会による2011年度新規NIE実践指定校に応募した学校はございませんでした。それで、応募するかしないかということにつきましては、各学校の経営方針に基づき、それぞれの実情に応じて校長が判断すべき事項であるというふうに考えております。教育委員会といたしましては、このたびの募集に際して、各学校の校長が判断し、決定したことについて尊重したいというふうに考えております。

次に、ことし7月の全国大会への教員の参加に対する教育委員会としての配慮についてお答えいたします。教員には日々成長、発達を続ける児童・生徒とともに、自らもさまざまな機会を通じて継続的に学ぶという姿勢が求められております。このため、教員の研修は法的に明記され、かつ義務づけられております。そこで、教育委員会といたしましても、教員の資質向上を図るためさまざまな研修の機会を提供していくことに努めております。

このたびは、全国規模の研究大会が青森市を会場として開催されるということで、市内の教員にとっても大変よい機会をいただいたというふうに思っておりますが、大会の参加の有無につきましては、それぞれの学校事情や個々の教員の研修ニーズとの関連、さらには研修旅費等の制約もあることから、各学校の判断に任せることが適切であると考えているところでございます。

しかしながら、教育委員会といたしましては、このたびの大会の趣旨や日程、内容などについて市内各学校に周知を図るということや、大会開催期間中の当教育委員会主催事業を極力控えて、参加しやすいという環境を整えるということなど、

できる範囲内での配慮を十分に尽くしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（岡崎健吾） 全国大会の参加には、ぜひ今教育長言われたできる範囲の中で参加されるようお願いしたいと思っております。

では、続いてQ-Uテストについて再質問させていただきます。先ほどの教育長のお話では、むつ市でもテストを実施してから4年目を迎えて、一定の効果が上がっていると、そして保護者にも好意的に受けとめられているとのことですが、しかしその一方で、ふだんから子供と接していればクラスの状況がわかる、また数値化したデータをうのみするのは危険ではないかという意見もありますが、教育長はこの意見に対してどのようにお考えでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（遠島 進） Q-Uテストにつきましては、議員ご指摘のように、検査結果をすべて信頼して、その結果に依存するというのはまことに危険であろうというふうに思います。やはり分析結果のデータを教師の日常観察であるとか、声かけなどで得られた情報、それと照らし合わせて、そして個別の教育相談を通して対応していくといったようなことが必要であろうというふうに考えております。検査の客観的資料と教師の子供を見る目、見守る目が大切になってくるものと認識しております。

そこで、毎年児童生徒理解講座を開催しまして、学級集団の状態を的確に把握するためQ-Uを用いた集団理解並びに対応の仕方について具体的な方法にかかわる講義、演習を行っています。このように、知識と理論を踏まえ、学校現場では日常の観察を基本とし、教師の洞察力や感性を研ぎ澄

ませて子供のしぐさや顔色、表情の変化から心の動きを敏感に感じ取れるよう努めておるところでございます。そのうえでQ-Uを活用し、学級経営や人間関係づくりに成果を上げているというところでございます。

生徒指導検査Q-Uは、不登校やいじめで悩んでいた学級の中で孤立している児童・生徒を早期に発見して支援することができる、また学級の人間関係を的確に把握し、学級経営に役立てることができる、そして児童・生徒一人一人が持っている潜在的なよさや長所を伸ばすことができるなど、大変有効な検査であるというふうに認識しております。そのことが全国の多くの小・中学校で活用されている主な理由でもあります。

教育委員会といたしましても、見えにくくなった子供たちの内面を把握すること、そして意図的な学級集団の育成のためにQ-Uの活用は必要だというふうに考えております。

先ほどの答弁とも重複いたしますけれども、学校現場の先生方の共通認識の形成、共通理解と連携の体制づくりのためにも効果的であるというふうに考えて推進しているところでございます。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（岡崎健吾） 先ほど教育長が言われたとおり、全教員で子供たちを見守り支援するという、そういう共通認識で実践していただきたいと思えます。

コミュニティスクールについては、要望で終わりたいと思います。コミュニティスクールの趣旨、先ほどから教育長の答弁でもありましたが、地域の子供は地域みんなで育てていこうということで、市長が言われています「こどもは地域のたからもの」と同じ考えではないかと理解しています。今後さらに開かれた学校づくりのためにもコミュニティスクールの趣旨や設置についても十分検討

していただきたいと思えます。

防災教育についての再質問をさせていただきます。防災教育を充実するためには、何よりも教職員の防災教育に関する指導力を向上することが必要ではないかと思えます。例えば初任者研修、それから経験者研修などの内容に防災教育を含めていただいたり、防災教育機関の主催する研修会に先生方が積極的に参加して、その参加した先生が、その成果を校内の研修で取り上げるというような教員の研修計画を行う必要があると思えますが、これについて教育長のお考えをお聞きします。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

○教育長（遠島 進） ただいまの教員の研修のあり方についての再質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、防災教育充実のためには教職員の防災教育に関する指導力の向上が不可欠でございます。県の教育委員会では、学校安全に向けた実践的な安全教育及び安全管理等を充実することができるよう学校の教職員の資質向上を目的に毎年学校安全教室指導者研修会を実施しております。市内各校からもこれに参加をしております。研修会に参加した教員から研修内容について伝達を受ける場を設けるなど、全職員の共通理解のもと、指導力の向上に努めているところでございます。

また、各校におきましても、学校安全計画に基づき、災害発生時における職員の役割分担、児童・生徒の防災に関する知識を深めるための指導のあり方、それから家庭や地域社会との適切な連携のあり方などについて、教職員の防災教育に関する指導力や災害時の対応能力を高められるよう日々研修を行っているところでございます。

今回の東日本大震災を教訓として、子供たちの命、安全を守る観点から防災教育の重要性が一層認識されるものと考えております。教育委員会といたしましても、各校が計画的、組織的に防災教

育を進めていけるよう指導していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 12番。

○12番（岡崎健吾） 最後になりますが、むつ市の小中一貫教育が4月7日に川内小学校、川内中学校でスタートしました。県内の市では、初めての小・中併設型の校舎が立派に完成し、地域住民、保護者は大きな喜びとともに、今後の小中一貫教育に大きな期待を寄せているところであります。市長の学校教育への深いご理解と、そして関係各位のご協力のたまものであり、改めてお礼を申し上げて私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（富岡幸夫） これで、岡崎健吾議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（富岡幸夫） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明6月18日及び19日は休日のため休会とし、6月20日は鎌田ちよ子議員、工藤孝夫議員、野呂泰喜議員、半田義秋議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時08分 散会